

札幌市議会第一部予算特別委員会記録（第7号）

令和7年（2025年）3月17日（月曜日）

●議題 付託案件の審査

●出席委員 33名

委員長	村山拓司	副委員長	小口智久
委員	三上洋右	委員	勝木勇人
委員	五十嵐徳美	委員	長内直也
委員	佐々木みつこ	委員	川田ただひさ
委員	中川賢一	委員	村松叶啓
委員	三神英彦	委員	山田洋聡
委員	和田勝也	委員	小野正美
委員	ふじわら広昭	委員	しのだ江里子
委員	林清治	委員	松原淳二
委員	うるしはら直子	委員	たけのうち有美
委員	おんむら健太郎	委員	定森光
委員	國安政典	委員	好井七海
委員	竹内孝代	委員	森山由美子
委員	太田秀子	委員	田中啓介
委員	吉岡弘子	委員	坂元みちたか
委員	波田大専	委員	成田祐樹
委員	米倉みな子		

開議 午後1時

●村山拓司委員長 ただいまから、第一部予算特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。中川委員からは遅参する旨、こじま委員からは川田委員と、前川委員からは好井委員と、熊谷委員からは森山委員と交代する旨、それぞれ届出がありました。

それでは、議事に入ります。

第2款 総務費 第2項 市民生活費中関係分及び議案第19号 札幌市基金条例の一部を改正する条例案中関係分について、一括して質疑を行います。

●和田勝也委員 私からは、（仮称）札幌自然史博物館について、札幌市客引き行為等防止条例について、2項目について質問させていただきます。

す。

まず、（仮称）札幌自然史博物館についてでございます。

今年の1月に、前札幌市議会議員の武市憲一先生と小須田議員と博物館活動センターを訪れ、アンモナイトの企画展示を見学しに行きました。その際、学芸員の方から、まだまだたくさんの資料が収蔵庫に眠っており、まさに宝の山であるという話を聞いたところでございます。

（仮称）札幌自然博物館の整備に向けて、博物館活動センターは、ソフト事業を先行して実施しており、これまでの活動の中で、多くの資料を収集してきたと聞いております。

しかし、現在の調査・研究体制は極めて限定的であり、充実しているとは言い難い現状と認識しております。

そこで質問でございますが、現在、博物館活動センターではどのような種類の資料をどのぐらい保存しているのか、また、資料の調査研究体制について、併せてお伺いいたします。

●米森文化部長 博物館活動センターで保存している資料及び調査研究体制について、お答えいたします。

(仮称)札幌自然史博物館の整備に向けまして、博物館活動センターでは、約8万5,000点の標本資料を台帳に登録して保存しております。

資料の内容といたしましては、化石や岩石などがおおよそ4,000点、植物標本がおおよそ1万8,000点あるほか、昆虫標本や動物の骨格標本及び剥製などがおおよそ6万3,000点となっております。

また、体制につきましては、水生植物などの植物学を専門とする学芸員と、水生哺乳類化石など、古生物学を専門とする学芸員の2名体制で調査・研究をしているところでございます。

●和田勝也委員 合計約8万5,000点を所蔵しているということでした。

先日も、チ・カ・ホでの博物館活動センターのイベントを実施し、多くの人でにぎわったと聞いております。新種の可能性もあるという、小金湯で発掘された鯨化石から復元された迫力のある骨格標本や、札幌市内の絶滅危惧植物の標本などが展示されたとのことであり、これらの展示が、多くの市民を引きつけたということは、これまでに博物館活動センターが収集してきた資料の価値の高さを示しているのではないかと思います。

しかしながら、今回のイベントで展示された資料は、博物館活動センターに収蔵されている約8万5,000点ある資料のうち、ごく一部であります。現在、在籍している学芸員は、植物学を専門とする学芸員と古生物学を専門とする学芸員の2名とのことであり、例えば、昆虫標本のような学芸員の専門以外の資料もあることも考えると、収蔵資料については、まだまだ活用の余地があるのではないかと感じております。

そこで質問ですが、札幌市は収蔵資料の活用状

況についての認識と、今後の活用について、どのように考えているのかお伺いいたします。

●米森文化部長 収蔵資料の活用状況の認識と今後の活用についてお答えいたします。

これまで収集保存してきた資料については、学芸員がそれぞれの専門性を生かして調査・研究を行い、その成果を博物館活動センターの常設展示や企画展のほか、アウトリーチ活動で積極的に活用しております。

一方、専門の学芸員がいない昆虫などの分野につきましては、業務委託によって整理を進め、展示などに活用しているところでございます。

資料から得られた知見を広く市民に還元していくためには、さらに収蔵資料の整理を進め、より多くの資料を展示することが重要であると認識しております。

来年度は、博物館活動センターにおいて、展示に活用できるスペースを工夫しまして、これまで公開できていなかった資料を展示することで、来館者の方により多くの資料をご覧いただける機会を増やしてまいりたいと考えております。

●和田勝也委員 札幌市の博物館活動センターが管理する資料は約8万5,000点におよび、貴重な化石、植物、昆虫標本、動物の骨格資料などが収蔵されており、まさに宝の山と言える存在であります。

博物館の資料は学術的研究だけではなく、展示や教育普及にも活用することで、より多くの市民に博物館の活動や必要性を伝えることができます。

しかし、現在の学芸員体制は僅か2名にとどまり、多くの資料が未整理のまま眠っております。この状況は、博物館の本来の役割である収集、保存、研究、展示、教育の全てにおいて、大きな支障を来しており、資料の活用が著しく制限されていると考えます。

全国の主要な自然史博物館と比較すると、札幌市の学芸員数の少なさは顕著であり、例えば、大阪市立自然史博物館では、学芸員15名が在籍し、

市民参加型の調査活動を活発に展開しております。西日本最大級の自然史・歴史博物館、北九州市立いのちのたび博物館では、学芸員18名が在籍し、学芸員が教育普及活動も積極的に行われており、地域の教育拠点としての役割も果たしております。

こうして収蔵資料の調査、研究、展示、教育普及活動をそれぞれ充実させることにより、地域社会との関係づくりや、市民に博物館を身近なものとして根づかせたり、幅広い世代の来館者を獲得し、魅力ある博物館になっております。

札幌市も、これらの事例を参考に、持続可能で魅力ある博物館整備を目指すべきであります。そのためには、まず学芸員の増員が不可欠であり、現在2名の体制では、膨大な収蔵資料を活用し切れないことは明らかであります。今後、博物館の整備を推進するためにも、学芸員を増員することを強く申し述べます。

また、1月30日付で、札幌市自然史研究会及び自然科学関係の団体から要望書が提出されていると思います。地下鉄駅からの行き先案内表示板を設置してください、または、イベント等をやっているときの案内板を設置してくださいという要望がございましたので、こういったことも併せて申し述べ、次の質問に移ります。

続きまして、札幌市客引き行為等防止条例についてでございます。

札幌の都心部では、大型商業施設や宿泊施設の開業が相次ぎ、観光需要の回復に伴い、飲食店の客足も戻ってきています。

一方で、市民や観光客を狙った客引き、スカウト行為の増加が懸念されます。

札幌市では、令和4年に札幌市客引き行為等の防止に関する条例を制定しましたが、我が会派では、条例の効果が現れているのか検証していくことが重要であると考えており、条例制定後の決算特別委員会や代表質問で、客引きの状況について質問をしてきたところです。

これらの質問に対する答弁では、令和4年度

は、条例制定前の令和3年度に比べ、禁止区域の客引きはおおむね半減したが、令和5年度は薄野地区の客引きの増加を確認しているとのことでありました。

私自身も、たまにすすきのを訪れた際に、客引きらしい人物に声をかけられたり、ここ1～2年では、確実に客引きの数は増加しているのではないかと感じているところでございます。

そこで質問ですが、現在の禁止区域における客引き等行為者の状況について、お伺いをいたします。

●**田口地域振興部長** 現在の客引き等行為者の状況についてでございます。

本市で実施している実態調査によりますと、今年度の客引き等行為者の人数は、1時間当たり平均48.3人と、前年度の38.2人から約10人増加しており、特にすすきの交差点以南の区域における増加が顕著となっております。

また、客引き等行為者の増加に伴い、巡回指導員による指導件数も増加しており、口頭指導も含めた今年度の指導等の件数は、2月までの累計で1万1,771件と、前年度1年間の件数9,071件を既に上回っている状況であります。

さらに、今年度に入ってから、未成年の客引き等行為者が増えてきていることを、巡回指導員からの報告で確認しております。

こうした状況の変化に対応するため、今年度からは、多くの客引き等行為者の発生が見込まれる日の巡回時間を延長する取組を新たに実施いたしました。

また、未成年者の客引き等行為者に対しましては、保護者の連絡先を確認の上、連絡を行う取組を開始し、若年層の客引き等の抑制も図っているところでございます。

●**和田勝也委員** 今年度に入り、客引きの人数、指導件数ともに増えているとのことございました。

また、未成年の客引き増加といった状況の変化にも対応するため、巡回時間の延長や、未成年の

客引きの保護者への連絡を行っているとのことであります。

客引きが増えていく中で、こうした巡回強化の取組などは不可欠であり、今後も巡回方法の工夫を図るなど、効果的な取組を継続していくことが必要ですが、札幌市だけで客引きを根絶することは困難です。悪質な客引きの影響を最も受けているのは、繁華街で営業している飲食店やビルオーナーなどの地元関係者です。日々、現場で客引きと対峙している、こうした方々と一体となって、健全で安心な繁華街を目指していくことは大変意義のあることだと思います。

また、令和6年版警察白書によると、匿名・流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウが、性風俗店、賭博店の経営やスカウト行為などに関わり、繁華街、歓楽街における活動を有力な資金源としていると見られるとのことです。悪質な客引きを使って利用した店舗の代金が、反社会的勢力に流れる可能性があることも以前から指摘されており、客引き、スカウト対策に、警察の関与は不可欠ではないかと思うところです。

このような客引きやスカウトを取り巻く背景や、彼らの不当な行為が、風営法や北海道迷惑行為防止条例などによる警察の取締りの対象になることも考慮すると、警察やクリーン薄野推進協議会などの関係団体と協力しながら、この問題に取り組んでいくことが非常に重要になるものと考えます。

そこで質問ですが、条例の実効性を高めるため、現在、警察や関係団体と、どのような連携の取組を実施しているのか、お伺いいたします。

●**田口地域振興部長** 関係機関等との連携の取組についてでございます。

客引き行為等防止の取組を効果的に進めていくためには、関係団体のご理解、ご協力や、北海道警察との連携が重要であるものと認識しております。

札幌市では、札幌市客引き行為等の防止に関する条例の策定過程から、すすきの観光協会やク

リーン薄野推進協議会などの地元関係者との情報共有を定期的に行っており、条例施行後も、客引き等防止に関する意見交換や、歓楽街防犯パトロールなど、連携した取組を継続しているところであります。

また、薄野地区の環境浄化対策を推進している北海道警察とは、合同による街頭啓発の実施や、捜査関係事項照会を通じた客引き等行為者の犯罪捜査の協力にとどまらず、これまで以上に、客引き等の状況に関する情報共有や対策検討の機会を設けるなど、さらなる関係強化を図ってきたところでございます。

今後も関係団体や北海道警察との連携を強化しながら、問題解決に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

●**和田勝也委員** 関係団体とは、定期的な情報共有や歓楽街防犯パトロールといった連携がなされており、北海道警察とも合同による街頭啓発、客引きの犯罪捜査の協力だけではなく、これまで以上に情報共有の機会を設けるなど、関係強化を図っているとのことでございました。

市民や観光客に安全に、安心して繁華街を楽しんでいただけるよう、引き続き、関係団体や警察とは密に連携していただきたいと思っております。

最後に、広報啓発の取組について質問いたします。

客引きを減らしていくためには、指導員の巡回による取締りが重要であることは言うまでもありませんが、客引きが条例によって禁止されているという事実を広く市民に知ってもらうことも、大事な視点であると思っております。

市民一人一人が条例の認識を深め、客引きを利用しないという意識が浸透すれば、客引きをなりわいとしている者の活動は縮小し、客引きの減少にもつながるものと考えます。

条例ができた当初は、報道でも大きく扱われたことや、様々な広報媒体を活用した周知・啓発の成果もあり、条例の認知度向上につながったと思っておりますが、条例制定から間もなく3年となります

ので、新規開業した事業者や、市外から転入してきた市民など、条例を知らない人が増えてきているのではないかと推察いたします。

客引きが増えてきている今こそ、より一層の巡回強化や警察等との連携を図るとともに、市民や事業者に向けた広報をしっかりと行うことが必要です。

そこで質問ですが、客引き等行為をしない、させない、利用しないことを広く浸透させるため、市民や事業者に対して、どのような広報啓発を行っているのか、お伺いいたします。

●**田口地域振興部長** 広報啓発の取組についてでございます。

客引き等行為者を減らしていくためには、客引きを利用しないことに関する市民意識の向上や、条例認識が不足している事業者の理解促進を図る必要があることから、広報啓発の取組は重要であると認識しております。

このため、これまで巡回指導時の条例周知、禁止区域内の店舗の戸別啓発、ホテルへのチラシ配架、街頭ビジョンの放映、SNSを活用した啓発といった取組を行ってまいりました。

さらに今年度は、観光客や飲食店利用者の増加が見込まれる、さっぽろ雪まつりの開催期間や年度末の時期に合わせて、地下鉄車内広告を掲出し、広く市民、観光客及び事業者に発信する広報啓発を実施したところでございます。

また、今後のさらなる啓発における活用を想定し、現在、客引きの利用防止を呼びかける動画等の広報素材を制作しております。

次年度はこうした新たな広報素材も活用しながら、市民や事業者に訴求する、より効果的な啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

●**和田勝也委員** これまでも実施してきた、店舗への戸別啓発、ホテルへのチラシの配架、街頭ビジョンやSNSを活用した広報啓発に加え、今年度は、さっぽろ雪まつりや年度末の時期に合わせて、地下鉄車内広告の掲出を実施し、新たな広報動画なども現在、制作中とのことでした。様々

な媒体を活用しながら、今後も継続的な広報啓発に努めていただきたいと思います。

また、客引きを減らしていくためには、事業者の理解と協力が欠かせませんが、都心部では再開発が急速に進んでおり、店舗の移り変わりも激しくなっています。都心の開発状況については常に注視し、多くの客引きの発生が見込まれる、新規開業施設に対する条例周知ということも徹底していただきたいと思います。

加えて、条例の認知度向上に向けた啓発活動においては、観光客へのアプローチも重要です。

観光業の回復に伴い、国内外から多くの観光客が札幌を訪れていますが、訪問者の中には、悪質な客引きによる被害に遭う可能性がある方もいます。そのため、ホテルや観光案内所、主要駅など、公共施設での多言語対応の啓発活動やデジタルサイネージの活用を検討し、より広域的な周知を図ることも求められます。

客引き対策は、一朝一夕で解決できる問題ではなく、条例を制定しただけで終わるものではありません。客引きの手法や活動形態は、時代とともに変化していくため、最新の状況を把握しながら、適時適切な対策を講じていくことが不可欠です。行政、警察、事業者、関係団体がそれぞれの役割を果たしながら連携し、札幌市の繁華街が健全で安全な場所となるよう、粘り強く取り組んでいただくことを申し述べ、全ての質問を終わります。

●**定森光委員** 私からは、札幌国際芸術祭2027と、札幌文化芸術交流センターSCARTSの2点について、お伺いをいたします。

最初に、札幌国際芸術祭2027であります。

昨年、第3回定例市議会決算特別委員会において、我が会派は、札幌国際芸術祭、以下SIAFと呼びますがけれども、2024年の成果や課題を踏まえた今後の進め方について、質疑をしました。

その中で、SIAF2024における来場者の満足度は高かったものの、市民の認知度が一度の開催で確立していくには難しく、次回参加を希望する

来場者や市民サポーターの熱意が、3年後まで持続するかが課題であると指摘を行いました。

これに対して市からは、市民の関心が低下しないよう、開催年以外にも、芸術祭の普及を目的とした取組を進めることが重要であるとの見解を示されました。

札幌国際芸術祭によって、市民が芸術を体験、参画する機会を創出するためには、開催年以外の継続的な取組が極めて重要であり、市民が芸術祭に関わり続けるための仕組みや参加の場を広げていくことが求められております。

そこで質問ですが、S I A F 2027に向け、2024年度にはどのような取組を行ったのか、伺いたします。

●片岡国際芸術祭担当部長 S I A F 2027に向けた、2024年度の取組状況についてお答えいたします。

2024年度は、開催年以外の年からの芸術の普及を目的として、雪まつり会場にてプレイベントを実施したほか、子どもたちがメディアアートに触れられるプログラムなどを実施したところでございます。

具体的には、会場に親しみやすいメディアアートを展示し、作品ガイドとして市民ボランティアに協力いただいたほか、小学校の出前授業で子どもたちが制作したデジタルアートを同会場で展示することで、多くの来場者に見ていただいたところでございます。

また、S I A F 2027で展開するプログラムを開発するための実証実験として、学校の先生をはじめとした教育関係者や、企業等と連携し、プログラミングでドローンを自動操縦したり、生成A I で作成した仮想キャラクターと会話するなど、様々なワークショップを開催したところでございます。

●定森光委員 開催年以外の取組として、雪まつり会場のイベントや、S I A F 2027で展開するプログラムを開発するための実証実験を行ったということでもあります。

先ほどの答弁では、子どもや企業、いろんな方々が参加するプログラムが実施されているということが分かりました。

私たちの会派の議員も、雪まつり会場を訪れて、2020年に展示が見送られた野外作品や、子どもたちが制作したデジタルアートが投影される様子も視察させてもらいました。多くの来場者がプレイベントに足を運んでおり、幅広い市民が参画しているということを実感したところでもあります。

引き続き、雪まつりなど、札幌の冬ならではのイベントとの連携を生かして、子どもたちをはじめとする、幅広い市民が主体的に関われる体験型の取組を進めていただきたいと思います。

今年の2月3日には、S I A F 2027の方向性とディレクター体制について、発表がありました。

方向性としては、S I A F 2024の重要な取組をアップデートし、持続可能な仕組みを構築することが示されており、この方針に基づいて、目指す成果を着実に達成していただきたいと思います。

一方で、ディレクター体制については、初回のS I A F 2014以来の外部のゲストディレクターを迎える方式から大きく転換し、新たにディレクターチーム制を導入することになりました。S I A F 2024のディレクターを務めた小川秀明氏が統括し、テーマやコンセプトの監修を担うとともに、地元在住の3人がディレクターとして加わる体制となっております。

この新たな体制は、国際的な経験を持つ小川氏の視点と、札幌市の知見を持つ地元ディレクターの連携により、市民やアーティストの参画機会をさらに広げる可能性を持っております。特に、地元在住ディレクターが関与することで、札幌のアートコミュニティとの結びつきが強まり、地域の文化資源を最大限に活用するプログラムが展開されるものと期待いたします。

そこで質問ですが、この新しい体制の下、芸術祭開催の1年前となる2025年度にはどのような準

備を進めるのか、お伺いいたします。

●片岡国際芸術祭担当部長 S I A F 2027に向けた2025年度の取組についてお答えいたします。

2025年度は、S I A F 2027の開催準備として、前回は引き続き、社会課題を踏まえたテーマやコンセプトを年度内のできるだけ早期に決定し、それに基づいた多彩な展示やプログラムを展開するための主要会場などを決めてまいります。

また、地元の実務に精通したディレクター体制の下、S I A F 2027を共に作り上げていくキュレーターや専門スタッフ等については、地元人材を積極的に登用することで、国際芸術祭の運営に対する機能を高め、事務局体制の強化を図ってまいります。

加えて、2024年度の取組の検証を進め、イベントやプログラム等を引き続き実施することで、S I A Fの魅力さをさらに伝えるとともに、併せて効果的な広報活動を行うなど、開催1年前である冬をピークに、S I A F 2027に向けた盛り上げを確実に図ってまいりたいと考えております。

●定森光委員 地元ディレクターや人材と協働し、事務局体制の強化も図っていく、そして、S I A F 2027に向けた機運を高めていきたいということでもあります。

第4期札幌市文化芸術基本計画では、文化芸術の持続的な発展には、創造する側、鑑賞する側、場の提供者、支援者など、様々な関係者の間に入り、事業全体の仕組みを調整し作り上げていく、アートマネジメントを行う人材が重要と書かれております。

S I A F 2027では、先ほどの答弁で、地元人材の活用を進めて、事務局体制を強化していくということでもありますから、本市のアートマネジメント人材の育成の場としても機能していくということを期待したいと思っております。

また、S I A F 2027の成功には、市民の関心を広げて、より多くの人に関与できる環境を整えることが欠かせません。地元人材との協働を通じて、市内のいろんな場所で関連イベントが開催を

されて、多くの市民が芸術に触れる機会が増えていくことも求めたいと思っております。

今回のディレクターチーム制、この導入を生かして、これまで関与が少なかった市民やアーティストがより多く参画できる仕組みを構築することを求めて、次の質問に移ります。

続いて、札幌文化芸術交流センターSCARTSについて質問をいたします。

SCARTSは、市民交流プラザの一施設として、2018年に開設され、市民の創造活動を支援し、文化芸術の振興を図る重要な役割を担っております。

SCARTSには、多様な文化芸術活動を展開できるよう、可動式の設備を備えたSCARTSコートやSCARTSモールが整備されており、市民やアーティストが幅広い分野で活用できる環境が整えられております。また、文化芸術活動に関する相談窓口を設置し、アーティストや市民の活動支援を行う相談機能も有しているものと承知しております。

本市が、文化芸術を生かしたまちづくりを進める上では、文化芸術活動を充実、発展させたいと思っている市民やアーティストの支援は不可欠であり、SCARTSの役割は重要であると考えます。

一方で、コロナ禍の影響により利用制限もあった中で、開設から6年が経過しており、現在、SCARTSが市民やアーティストにどのように活用されているのか、その利用状況の推移が気になるところであります。

そこで質問ですが、SCARTSの稼働状況及び相談業務の利用実績の推移について、お伺いをいたします。また、相談業務において、特に多い相談内容やその傾向についてもお伺いいたします。

●米森文化部長 SCARTSの稼働状況及び相談業務の利用実績の推移、相談内容やその傾向についてお答えいたします。

まず、SCARTSの稼働状況についてでござ

いますが、貸館の稼働率は、コロナ禍前である2019年度が80.9%であったのに対しまして、2023年度は87.9%と、コロナ禍前以上の稼働率となっております。

次に、相談業務の利用実績の推移につきましては、2019年度の実績65件に対しまして、2023年度は140件に増加しております。

相談内容とその傾向についてでございますが、文化芸術に関する発表や活動場所、助成金についての相談が多く、特にコロナ禍後には、助成金に関する相談が増加傾向にあるところでございます。

●定森光委員 SCARTSの貸館利用は87%、コロナ禍前を超えて、非常に高い水準であるということが分かりました。

一方で、相談業務の利用件数は、2019年が65件で、昨年度は140件と増加しているということでもあります。

我が会派は、これまでもSCARTSの相談機能の強化、これの必要性について指摘をし、市民やアーティストが充実した支援を受けられる体制を整備するよう求めてきました。

しかし、先ほどのご答弁をお伺いしておりますと、相談件数は増えているとはいえども、稼働日が約350日あるものですから、単純に割ると、2～3日に1件、相談があるかどうかというような実績になります。

札幌市は、2021年に文化芸術活動実態調査というものを行っており、市内のアーティスト1,300人に、活動の課題状況などを聞いております。その中では97%の方々が、活動場所の確保や資金調達、人材確保など、活動上の課題を抱えていると回答しております。

コロナ禍の影響もあるとはいえども、先ほど、SCARTSの相談窓口にも、活動場所などの相談が多いということでありましたし、私もいろんなアーティストから聞く中では、活動上の課題を抱えているアーティストというのは、コロナだけでなく、日頃から本当にいろんな課題があるんだ

ということを聞いております。

こうした状況を踏まえますと、相談件数は増えているといえども、支援の充実には、まだ十分至っていないのではないかとというふうに思っております。アーティストや文化芸術に関わる市民の相談のニーズに応えられているのか、疑問が残るところであります。相談は待つだけでなく、アウトリーチによる積極的な課題の把握であったり、専門的な知見を生かした相談対応の強化というものが求められていると考えます。

また、SCARTSは市の中心部に立地している、こうした強みを持っているわけでありますから、いろんな方が日頃から、SCARTSコートやSCARTSモールなど、施設を利用しておりますので、そういった方々が相談支援の機会を得られるようにしていくということも重要ではないかと考えるところであります。

多くの市民やアーティストが支援を受けられるような環境を整えていることが必要であると考えております。

そこで質問ですが、SCARTSの相談機能の充実に向け、市が認識している課題と、それに対する対応策や今後の発展の方向性について、お伺いをいたします。

●米森文化部長 SCARTSの相談機能の充実に向けた、市が認識している課題と、それに対する対応策や今後の発展の方向性についてのご質問でございます。

委員ご指摘のとおり、実態調査の結果からも、課題を抱えているアーティストは多く、相談機能への潜在的なニーズはあるものと認識しており、これを相談につなげるとともに、支援の質を高めるための取組が必要であると考えております。

SCARTSでは、窓口で相談を待つだけでなく、助成金の説明会後に個別相談会を実施するほか、利用者から多く寄せられた相談テーマに即して、専門家を招いた講座を開催するといった取組を行っているところでございます。

今後も、貸館における打合せのときなど、様々

な機会を捉えて、相談サービスの周知に取り組むとともに、専門家を交えて多様な相談に対応することにより、職員のノウハウを蓄積し、専門的知見を広げるなど、より一層支援の質を高めてまいりたいと考えております。

●**定森光委員** 相談機能への潜在的なニーズはあるというご認識も、今、答弁でありました。

また、様々な機会を捉えて相談につなげていきたいということですので、ぜひ実施をしていただければと思います。

あと、文化芸術活動の振興を図る上では、いろんな専門性というものが重要であると考えます。

アーティストの皆さん方が活動していく上で求められているニーズですけれども、資金調達や法務的な支援、また活動場所の確保など、いろんな専門的な知見を有する課題に対応できるような相談体制の強化が、今後、重要であると考えます。様々な専門性を有する人材を配置するなど、より実効性のある支援を提供できる体制の整備を求めたいと思います。

SCARTSが期待される目的を果たして、市民やアーティストの創造活動をより一層支えられる拠点となるよう求めて、私からの質問を終えます。

●**森山由美子委員** 私からは、防犯カメラ設置補助制度について、区役所のおくやみ窓口についての2項目について質問をいたします。

まず、防犯カメラ設置補助制度について質問をいたします。

町内会に対する防犯カメラ設置補助制度については、平成30年度の開始以降、上限台数や補助限度額の変更など、町内会のニーズに応じた見直しが行われてきました。

令和6年度からは、申請手続における見直しとして、事前エントリー申込み方式が導入されたところです。

この事前エントリー申込み方式については、昨年10月の決算特別委員会における我が会派からの質問に対して、予算上限を上回った申請があった

場合でも、補助が一切受けられない町内会が出ないような申請方法として、導入に至ったものとの答弁がございました。

実際、令和6年度は、事前エントリーがあった全ての町内会で補助を受けることが可能になったとのことであります。補助活用に関し、申請時期による不公平が生じなくなった点については、一定の評価をいたします。

さて、令和7年度予算案では、防犯カメラ設置補助金として、1,600万円の予算を計上しており、現在、新年度の補助制度内容の検討を進めていると伺っております。

補助金の申請には、年度初めの時期に集中する町内会の総会等による議決を必要とするため、補助金の活用を検討している町内会からは、どのような制度内容になるのかといった声や、申請手続等に変更が生じるのかといった声が寄せられているところです。

そこで質問ですが、令和7年度の補助内容及び申請手続、スケジュールについて、どのように予定をしているのか、お伺いいたします。

●**田口地域振興部長** 防犯カメラ設置補助制度に係る令和7年度の補助内容等についてでございます。

令和6年度から導入いたしました、事前エントリー申込み方式につきましては、各町内会からの申請手続における支障もなく、円滑に補助決定事務を進めることができたことから、令和7年度も同様に実施する予定でございます。

事前エントリー申込み期間は、昨年同様、5月上旬から6月中旬とし、補助金交付申請期間は7月中旬から10月下旬となる見込みでございます。

また、補助内容につきましても、1町内会当たりの累計上限台数は8台、1台当たりの補助限度額は18万円とし、変更しない予定でございます。

●**森山由美子委員** 申請手続や補助内容については、前年度からおおむね変更はないとのことでした。

続いて、令和8年度以降の補助制度について質

問をいたします。

先日公表された、令和6年の札幌市の刑法犯認知件数は1万1,430件と、3年連続で増加しており、危機感を募らせている市民は増えてきております。

こうした中、犯罪の抑止を最も優先すべき地域課題と捉える町内会は増えてきており、将来的な防犯カメラ設置を検討しているという話を多く耳にしているところです。

また、町内会によっては、防犯カメラ設置費用の負担を平準化するため、複数年度にわたり、計画的な設置を進めているところもあります。このような町内会にとっては、中長期的な補助制度の見通しというものは強い関心事であることは言うまでもありません。

補助金の原資である寄附金を消費した後の補助制度については、これまでも我が会派から、補助制度を継続すべきという立場で質問をしてきたところです。地域の安全を守りたいと願う、切実な町内会の思いに応えるためにも、一日も早く、この補助制度に関する今後の方針を示すべきと考えます。

そこで質問ですが、令和8年度以降の補助制度について、どのように考えているのか伺います。

●**田口地域振興部長** 令和8年度以降の補助制度についてでございます。

防犯カメラの普及促進は、犯罪抑止や早期の事件解決に有効であることから、地域における防犯活動の支援対策として、本補助制度が果たす役割は非常に大きいものと認識しております。

このような認識の下、現在策定中の第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画においても、町内会が設置する防犯カメラに対する補助の実施を位置づけております。

一方で、補助金の原資であります寄附金については、令和7年度までの補助金交付をもって、全額費消することが見込まれていることから、令和8年度以降については、新たな財源や補助率、補助台数などの検討が必要であると考えているとこ

ろでございます。

昨今の闇バイトが絡んだ強盗事件が社会問題となっている背景などを考慮しますと、今後も継続的な支援が必要と考えていることから、引き続き、持続可能な補助制度をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

●**森山由美子委員** 持続可能な補助制度を検討していくとのことでございました。

この補助制度は、市民の安全・安心を守る、大変有意義な制度であるので、決して廃止してはいけないというふうに考えます。

昨年12月に、北九州市の飲食店内で起きた中学生の殺傷事件や、今年1月にJR長野駅前で起きた殺傷事件では、複数の防犯カメラの映像を集めて分析し、容疑者の足取りを追うリレー捜査という手法が、捜査に用いられたことが注目されており、防犯面における防犯カメラの効果については、もはや疑う余地のないものと考えます。

補助制度に対する地域のニーズや機運の高まりというものをしっかりと受け止め、今後の検討を進めていただくことを要望いたしまして、この質問は終わります。

次に、区役所庁舎のおくやみ窓口について質問をいたします。

各区役所の窓口は、市民サービスの最前線として、社会情勢の変化や、それに伴う市民ニーズの変化に応じた対応が求められるものと考えております。

本市においては、これまで、区役所に訪れた方々が迷わずに用件を済ませることができるよう、総合案内を設置しているほか、手続が多岐にわたり、比較的複雑な死亡に関する手続を、ご遺族に寄り添いながら支援する、おくやみ窓口を設置している状況であります。

特に、身近な方の死という悲しみの中で、亡くなられた方に関する様々な手続をすることは、ご遺族にとって大きな負担であり、その負担軽減となるおくやみ窓口については、我が会派も、導入時から様々な機会を捉え、議会質疑で取り上げて

まいりました。

おくやみ窓口は、これまで令和3年7月から北区、清田区で試行実施を行い、令和4年7月に残る8区でも開設したものでありますが、全区での実施から間もなく3年を迎え、市民にとっても、これらのサービスが定着してきたものと考えているところです。

そこで最初の質問ですが、これらのサービスに係る利用者からの評価と課題について伺います。

●**田口地域振興部長** 利用者からの評価と課題についてでございます。

おくやみ窓口につきましては、昨年、利用者アンケート調査を実施いたしました。おくやみ窓口での説明や案内の分かりやすさに関する設問について、満足、やや満足と回答した割合が96.5%となっており、利用者からは高い評価をいただいているところでございます。

一方、区役所での手続に要した時間の長さや、区役所以外で必要となる手続のご案内、窓口の予約方法についての設問では、それぞれ7割から8割程度の満足度にとどまっている状況でございます。

また、アンケートの回答では、おくやみ窓口での手続のワンストップ化を求める意見もいただいております。手続時間の長さを含めた利便性に係る課題があるものと認識しております。

●**森山由美子委員** おくやみ窓口について、利用者アンケート調査の結果、9割を超える満足度を得られており、基本的には高い評価を得ていますが、区役所での手続に要した時間の長さや、区役所以外で必要となる手続の案内、予約方法については、7割から8割程度の評価であるほか、おくやみ窓口の手続のワンストップ化を求める意見もあり、利便性に係る課題があるとの答弁でありました。

おくやみ窓口が設置されたことにより、多岐にわたる手続を一つの窓口で案内されることで、設置前と比較し、遺族にとっての負担感の軽減などの効果が一定程度あるということは理解をいたし

ました。

しかしながら、調査結果のとおり、手続の時間や手間に関しては、例えば他都市の中には、おくやみ窓口における手続のワンストップ化やデジタル化の促進など、ご遺族のさらなる負担軽減に取り組んでいる例もあり、我が会派では、さらなるサービスアップとして、これまでも要望をさせていただいていたところでございます。

また、亡くなった方に関する手続は、その方のご事情によっては、健康保険に係る手続や自動車や不動産の処分、相続に関する事など、区役所以外にも様々な種類の手続があることから、ご遺族の心情に寄り添った、より丁寧な対応も必要になるものと考えているところです。

おくやみ窓口については、総合案内とともに、3年間の長期継続契約を結んでおり、今年7月で契約更新を迎えることになるとお聞きしておりますが、これを機に、おくやみ窓口のサービスを一步でも前に進め、サービスアップが一層図られるべきと考えているところです。

そこで質問ですが、利便性向上に向けた、今後の取組について伺います。

●**田口地域振興部長** 利便性向上に向けた、今後の取組についてでございます。

まず、札幌市外にお住まいのご遺族が相談を希望する場合など、対面以外での相談にも対応できるよう、オンライン相談を導入いたします。

また、おくやみ窓口につきましては、現在、予約は電話のみで受け付けておりますが、区役所の開庁時間帯以外にも予約対応できるよう、オンラインでの予約を導入する予定でございます。

さらに、区役所以外の手続の案内につきましては、例えば相続や不動産の処分に係るパンフレット等を提供できるよう、関係機関と連携するなど、より一層の情報共有を進め、案内の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

このほか、定期的に市内葬儀会社等への説明や周知を図ることによりまして、おくやみ窓口をより多くの市民の方にご利用いただき、ご遺族の負

担が少しでも軽減されるよう、努めてまいりたいというふうに考えております。

●森山由美子委員 おくやみ窓口の利便性向上に向けて、オンライン相談を導入するほか、電話の予約に加えて、オンラインでの予約も導入する、また、区役所以外の手続に関しても、関係機関と連携し、情報共有を進め、案内の充実に努める、さらには、より多くの市民におくやみ窓口を利用いただけるよう、市内葬儀会社への周知を定期的に行いたいとの答弁の内容でございました。

おくやみ窓口については、今後ご遺族に丁寧な寄り添ったサービスとなるよう、利用者のニーズを捉えながら、また、先行自治体の事例なども参考としつつ、引き続き、サービスアップをご検討いただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

●田中啓介委員 私からは、埋蔵文化財について、近年の市内の発掘調査の状況と、その調査成果の活用について質問をさせていただきます。

埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財のことで、その当時の人々の生活の様子を直接的に伝える資料であります。

また、文献資料が残されていない時代では、唯一の貴重な歴史的、文化的資料としての価値を持つもので、その地域の歴史や文化を理解する上で欠かせない貴重な遺産であります。

さらにこれらの遺跡は、自分たちが暮らす地域への愛着や、また、誇りを育む重要な財産だとも言われております。

そのため、埋蔵文化財は国や地域の歴史を語る上で欠くことができないものであり、これを調査し、その内容等に応じて適切な保護を図り、広く国民にその価値を伝えることは、国や、また地方公共団体の重要な責務となっております。

私事なのですが、私は出身、青森市でございます。皆さんも御存じの三内丸山遺跡があります。この三内丸山遺跡、実は2002年の日韓サッカーワールドカップ、その開催地に、青森市も誘致に立候補するに当たって、サッカー場を建設す

るため、古くなった野球場を建て替え移転する予定で移転先を調査したところ、この従来の縄文時代の概念を大きくひっくり返す大変な遺跡が出てきて、野球場の建て替えの代わりに、この遺跡を保存するということになりました。

また、加えて、東北新幹線が青森まで延伸するようになっておりましたけれども、その新幹線も、ここを避けるようにルートも変更したということになっております。

この三内丸山遺跡、青森県にある日本最大規模の縄文遺跡で、約5,000年前に縄文人が住んでいた遺跡であります。広さが42ヘクタール、東京ドームの約9個分の広さに、竪穴式住居跡や墓場などが見つかるとともに、出土した土偶は2,000点以上になっており、今現在、青森市の代表的な観光名所、世界文化遺産にもなっております。

そして、意外に知られておりませんが、私たちが暮らしているこの大都市札幌のまちなかにも、その足元には遺跡が500か所以上存在し、今、私たちが暮らしているそれは、まさにその上に築かれております。

私が住む西区でも、JR琴似駅近くに北海道職業訓練センター、いわゆるポリテクセンター北海道があり、この敷地で、1995年と96年に発掘調査を行ったところ、その敷地内から、縄文時代後期から晩期にかけての竪穴住居跡、大量の土器や石器が出土し、皆様も一度写真などで目にしたこともあると思います。札幌市埋蔵文化財センターのパンフレットの表紙にもなっております、札幌市指定文化財である板状土偶が出土し、N30遺跡と命名された貴重な遺跡があります。

埋蔵文化財と呼ばれるこれらの遺跡、本来地中に埋まった状態で、将来のために保存をしていくことが最も最適だと言われております。

しかし、建設工事などの開発工事をする中で、どうしても現状のまま保存することが難しくなった場合に、文化財保護法に基づいて発掘調査を行って、記録として保存していくことになっており、先史の人々の暮らしを記録し、解明をし

て、また未来へ伝えていくことが、とても大切になってまいります。

そこで、まず伺います。近年の市内の発掘調査の状況についてはいかがか伺います。

●**米森文化部長** 近年の市内の発掘調査の状況についてお答えいたします。

先ほど委員からもお話がございましたが、現在、市内には543か所の遺跡がございまして、建設工事などの開発により、遺跡を現状のまま保存できない場合は、発掘調査を行い、調査の記録や出土品を整理して、報告書を作成し、調査成果を公開しております。

近年では、令和4年度以降に西区八軒、北区屯田町、北区西茨戸の3か所で発掘調査を実施したところでございます。そのうち、西区八軒は、令和5年度に調査成果をまとめた発掘調査報告書を刊行しており、そのほかは令和8年度までに、順次刊行する予定でございます。

なお、令和7年度には、中央区及び西区に所在する遺跡の発掘調査を実施する予定でございます。

●**田中啓介委員** 市内の発掘調査に関するその現状、また、これまで各種開発に伴う、埋蔵文化財の調査成果について、行政としては適切に取り組んできているということだというふうに思います。

このような取組によって、市内の遺跡のことを多くの人に知ってもらうために、その周知・啓発、こちらもとても重要だというふうに思うんです。

その点において、丘珠縄文遺跡という、さくらんど内にある体験学習施設、こちらが2018年にできたことは、大変意義があることだというふうに思っております。

これ以外にも、今、部長から答弁ありましたように、その500か所以上ある、市内で行っている開発に伴う発掘調査、その成果報告書なども作っているということでもありますけれども、それをしっかりと活用していくことも、また重要だというふ

うに思うんです。

先に紹介しましたN30遺跡、ポリテクセンターにある遺跡なんですけども、このポリテクセンターの施設の敷地は結構広くて、その敷地内で、地域の方々が朝夕や、また休日に、散歩している光景をよく目にいたします。

しかし、この場所が遺跡であることを示す、例えば立て看板や立て札などはありません。私自身も、この埋蔵文化財について調べようと思うまでは、実は、お恥ずかしいんですが、このポリテクセンターがそのN30遺跡だということを知りませんでした。

同様に、市内の各地にもたくさんある遺跡のこと、毎年のように発掘調査が行われていることを知らない市民は、少なくないのではというふうに思っております。

それぞれの地域で、貴重な遺跡が自分の住んでいる地域にあることを知ってもらうことは、大変有意義なことだと思います。

そこで伺います。市内各地で行われる開発に伴う発掘調査成果をどのように活用していくのか、伺います。

●**米森文化部長** 開発に伴う発掘調査成果の活用についてお答えいたします。

発掘調査の成果につきまして、多くの方に知ってもらうことは、埋蔵文化財保護の意識を醸成していく上で重要であると認識しております。

これまでも安全性に考慮しながら、発掘調査の現場を一般に公開する遺跡見学会を、可能な限り開催してまいりました。また、現地での公開だけではなく、埋蔵文化財センター展示室においても、発掘調査速報展や企画展を実施しているほか、出前講座も行ってきたところでございます。

加えまして、子どもに向けては、文化財調査員が学校に出向いて授業を行う「学校DEカルチャー」を活用し、出土した実物の土器や石器に触れてもらうなど、関心を持ってもらえるような取組を実施してまいりました。

今後も、埋蔵文化財をより身近に感じてもらう

工夫を凝らしながら、その保護意識のさらなる醸成に努めてまいりたいと考えております。

●**田中啓介委員** その発掘調査の成果について、一つは土地所有者の意向、こちらを尊重しなければいけないという部分がございます。

今、部長の答弁にあったように、できるだけ札幌の将来を担う子どもたちに向けて広く発信し、子どもたちが自分たちの暮らすまちの歴史を学んで、愛着や誇りを育めるように、これまでやってきた発掘調査をしている現場の見学会、また、例えばですが、文化調査員が学校に出向いてという、学校DEカルチャーというのもあると思うんですけども、それと併せて、さっぽろ文化財散歩の縄文文化編、こちらの冊子も広く子どもに渡るようにしていただくことも、併せて求めておきたいというふうに思います。

そういう出土品を活用した出前講座、展示会の開催を積極的に行うという、埋蔵文化財の周知・啓発に係るその事業についても、しっかりと予算は確保していただきたいということも申し述べておきます。

また、加えて、世界文化遺産に登録された北海道・北東北の縄文遺跡群の関係団体機関等とも、引き続き連携を図って、効果的な情報発信、周知・啓発を進めていただきたいということを申し述べて、質問を終わります。

●**山田洋聡委員** 交通安全指導員の制服について伺います。

昨年、北海道では、交通事故死者数が過去最少となり、札幌市におきましても、交通事故被害者というのは減少しているというところですが、交通事故の発生状況という点におきましては、地域の皆様も大変関心を強く持っておられます。

その中で、交通指導員の皆様に、地域の交通安全活動にとっての重要な役割を担っていただいております。早朝から制服を着て、子どもたちの登下校を見守ってくださっています。地域の子もたちを守るといふこの思いには、本当に私も頭

が下がる思いでございます。

交通事故防止は、命を守るという取組でありまして、札幌市の交通事故減少に貢献しているのは、交通安全指導員の皆様の存在が大きいというふうに考えております。

そこで質問ですが、札幌市における交通安全指導員の人数や活動状況について伺います。

●**田口地域振興部長** 交通安全指導員の人数、活動状況についてでございます。

札幌市の交通安全指導員は、連合町内会の推薦によりまして、札幌市交通安全運動推進委員会の会長である札幌市長から委嘱されております。

令和7年2月末日現在、札幌市の交通安全指導員は607名となっております。通学路における小学校の登下校の見守りをはじめ、地域の交通安全活動に従事いただいているところでございます。

交通安全指導員の任期は2年でございますけれども、再任は妨げていないことから、長年従事されている方も多く、中には数十年にわたって従事いただいている方もいる状況でございます。

●**山田洋聡委員** 長年にわたりまして、多くの皆様が、札幌市内の交通安全のために活動いただいているということを改めて確認させていただきました。

改めまして、交通安全指導員の皆様に感謝を申し上げたいというふうに思います。

さて、本題の制服についてでございますが、令和7年度から、交通安全指導員の制服を廃止するというのを耳にしました。

制服がなくても、毎日、見守り活動を続けている交通安全指導員の姿そのものが、安心の象徴ということではあります。制服を着用しての活動に誇りを持っている方も多く、制服の廃止ということによって、交通安全指導員の士気が低下するかもしれないと懸念しております。

そこで質問ですが、令和7年度より、交通安全指導員の制服を廃止することの経緯について伺います。

●**田口地域振興部長** 交通安全指導員の制服を廃止したことの経緯についてでございます。

交通安全指導員の制服につきましては、これまで指導員から、夏の暑さが厳しいときは熱中症等の危険があることから、気候に応じた活動しやすい服装にしてほしいと、あるいは、登下校の見守りの後、すぐに仕事やほかの活動に移ることができるよう、着替えを必要としない方がよいといった声が上がっていたところでございます。

そのような声を受けて検討した結果、令和6年度からは、新たに反射ベストとキャップを貸与し、令和7年度以降、制服を廃止することといたしました。

なお、今後は反射ベスト及びキャップを着用して従事いただくことを基本としてはおりますが、既に貸与しております制服も、引き続き着用いただけることとしております。

●**山田洋聡委員** 経緯や、これまでの流れに関しては、理解をいたしました。

制服に誇りを持って活動されているという方がいることを認識していらっしゃるというふうに思っておりますが、ここは本当に重要なポイントだと思っております。札幌市の子どもたちを守りたいということと、この誇りを守るということは同義と言っても、私は過言ではないというふうに思っておりますので、ぜひその気持ちを尊重した事業を推進していただきたいというふうに思っております。

そこで質問でございますが、制服を継続して着用される方に、今後、何らかの支援が必要と考えますが、札幌市でどのように考えているのか伺います。

●**田口地域振興部長** 制服を継続して着用される方への支援についてでございます。

委員ご指摘のとおり、制服に誇りを持って従事していただいている方も多くいることから、制服の着用を希望される交通安全指導員に対して、引き続き、支援を行ってまいりたいと考えております。

具体的には、制服が破損や経年劣化により、補修または部品交換等が必要となった場合の費用負担などを検討してまいります。

交通安全指導員は、地域の交通安全を支える重要な存在というふうに考えており、今後も指導員の皆様が活動しやすい環境を整えるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

●**山田洋聡委員** 今後も制服を着用される方々への支援を検討するというものであります。

先ほどもございましたが、長年継続していただいている交通安全指導員の皆様の思いというのを、何とか守っていただきたいというふうに思っておりますし、交通安全指導員に限った話ではなくて、誰かのためにという思いを持ちながら、自分の時間を使って活動されている方々と共に歩むような事業を実施していただきたいという期待を込めまして、質問を終わります。

●**たけのうち有美委員** 私からは、性的マイノリティに関する企業に向けた取組、ユニバーサルコンサートの2項目について伺います。

まず、性的マイノリティに関する企業に向けた取組について伺います。

2020年6月1日に労働施策総合推進法、通称パワハラ防止法が施行され、2022年4月1日からは、義務化の対象がこれまで大企業のみだったものが、中小企業にも適用されることになりました。

このことから、我が会派はさきの代表質問で、性的指向や性自認に関して行われるハラスメント、いわゆるSOGIハラスメントについて取り上げ、SOGIハラスメントのない社会に向けた取組をどのように進めていくのか質問しました。

これに対し、SOGIハラスメントを含むハラスメントは、個人としての尊厳を傷つける行為であり、命に関わる深刻な事例もあることから、決して許されるものではないと認識している、札幌市では、これまでも市民や企業に対し、性的指向や性自認に起因するハラスメント防止の啓発に取り組んできたところであり、今後も様々な機会を

活用し、理解促進に努めてまいりたいという答弁がありました。

そこで質問ですが、性的マイノリティに関する企業の理解や取組を促進するため、企業に対して、これまでどのような取組を実施してきたのか、伺います。

●**田口男女共同参画室長** 性的マイノリティに関する企業に向けた取組につきまして、これまでの取組内容についてお答えさせていただきます。

企業が性的マイノリティに関する取組を進めることは、誰もが働きやすい職場環境の実現や、人材確保の面からも重要であると認識しております。

性的マイノリティにつきまして理解し、支援または配慮した取組を行う企業を登録する、LGBTフレンドリー指標制度への登録を増やすため、企業への登録勸奨を実施しているところであり、令和6年度、2024年度には、1,000社に資料を送付した上で、150社以上に対して訪問いたしたところでございます。

また、企業内で広く理解してもらうことも重要であると考えまして、企業を対象としたセミナーの開催であるとか、性的マイノリティ当事者を講師として派遣する社内研修への支援も行っているところでもあります。

●**たけのうち有美委員** LGBTフレンドリー指標制度の登録勸奨、セミナー開催、当事者を研修講師として派遣するなどの取組を実施したとのことでした。

私は、昨年度開催された、この企業向けセミナーに傍聴参加をしました。講師は当事者で、お話を聞いていて、私自身が持っている情報や知識の抜け落ちている部分を再認識することができました。参加した企業にとっても、これは必要な機会であったなというふうに感じました。継続して実施し、多くの企業に参加してもらうことが重要であると感じます。

こうした札幌市の取組を評価しているところではありますが、一方で、企業の担当されている方

からは、社内での取組を進めたいと思っけていても、周囲の理解が得られず、なかなか進まないといった声も聞こえてきます。

札幌市の取組が、企業の理解や取組の促進につながっているのか、しっかりと把握、検証することが重要であると考えます。

そこで質問ですが、これまでの取組の成果と課題をどのように認識しているのか、伺います。

●**田口男女共同参画室長** これまでの取組の成果と、課題の認識についてお答えさせていただきます。

LGBTフレンドリー指標制度の企業への登録勸奨によりまして、制度の認知が進み、重要性を認識して、取組を始める企業も増加しているところでございます。

令和6年度、2024年度には、2月までの新規登録件数が33件と、年度別では過去最多となっており、企業に向けた取組の成果と捉えているところでございます。

一方で、委員からもお話がございましたが、登録勸奨を行う中では、制度を認知していない企業でありますとか、取り組む必要性を感じないというような企業なども多く、企業における理解はまだ十分であるとは言えず、さらなる理解促進が課題であるものと認識しております。

また、企業からは、当事者の意見を聞きたい、具体的にどのようなことに取り組んだらいいのか分からないといった声もあることから、取組のきっかけづくりや、他の企業の事例に関する情報提供も課題と認識しております。

●**たけのうち有美委員** LGBTフレンドリー指標制度の登録企業数は、登録勸奨などの取組により、過去最高となったとのこと、一定の成果があることが分かりました。

一方で、企業の理解促進や取組事例に関する情報提供に課題があるとのことでした。企業の理解や取組が進むことは、当事者だけではなく、誰もが働きやすい職場環境の実現につながるものであり、課題をしっかりと認識し、取組に反映させる

必要があると考えます。

そこで質問ですが、現状の課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

●**田口男女共同参画室長** 課題を踏まえた今後の取組について、お答えいたします。

企業における理解や取組を広めるためには、企業への働きかけを着実に進める必要があることから、引き続き、LGBTフレンドリー指標制度の登録勸奨などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、当事者の意見や、ほかの企業の取組を参考にしてもらうため、令和6年度、2024年度に初めて、当事者も交えた企業同士の意見交換会を実施したところであります。参加した30社が活発な意見交換を行いまして、新たに取組を始めた事例もあったことから、この意見交換会を今後も継続していきたいと考えております。

さらに、令和7年度、2025年度には、企業での性的マイノリティに関する取組事例を紹介する冊子を作成いたしまして、企業への働きかけに活用するなど、今後も多様な性の在り方に関する理解と取組の促進に努めてまいりたいと考えております。

●**たけのうち有美委員** 先ほど、過去最高となったLGBTフレンドリー指標制度、この登録企業はホームページに掲載されていますけれども、現在100社を超えていて、順調に増加してきているなというふうに思います。

とは言え、市内の全体の企業数から見ると、まだまだ一部というふうに言えると思います。登録企業が増え、取組が進むことは、性的マイノリティに関する理解促進、そしてハラスメント防止にもつながります。

当事者の中には、自分が働ける場所はあるのだろうか、就職できたとして、自分を理解してもらえるのだろうかなど、就活、就職に関して、非常に大きな不安や悩みを抱えている方がたくさんいらっしゃると思います。

企業の取組が進むことは、当事者にとって働

く、生きていくということに直結するので、大変大きな意味があると考えます。

引き続き、企業への働きかけや、取組の支援と、そして情報提供をしっかりと行っていただきたいと思います。

最後に要望を述べます。

我が会派は、性的マイノリティの方々が、性的指向や性自認に関する差別や偏見に苦しんでいる現状を解消し、権利擁護の取組を推進するよう、継続して求めてきました。

札幌市が、政令指定都市の中でもいち早くパートナーシップ宣誓制度を導入し、我が会派が求めてきた自治体間連携などの取組を進めてきたことは評価しています。

令和4年第2回定例会の代表質問において取り上げた際には、秋元市長は、道内自治体に加え、他の政令市などとも、連携の在り方や様々な支援策について情報交換を行い、相互に施策への反映を検討するなど、社会全体で理解がさらに広がっていくような取組を進めていきたいと答弁をしています。

今回取り上げた企業への取組、課題も含めて、道内・道外の自治体と共有し、取組をさらに推進していただくことを求めて、この質問は終わり、次の質問に移ります。

次に、ユニバーサルコンサートについて伺います。

札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023では、障がい者向け文化芸術体験事業の実施が掲げられており、これまで障がいのある小学生を対象としたワークショップが開催されました。

2025年度予算では、ワークショップに加えて、新たにユニバーサルコンサートの開催を予定していると聞いています。

そこで質問ですが、札幌市がユニバーサルコンサートを開催することとした経緯について伺います。

●**米森文化部長** ユニバーサルコンサート開催

の経緯についてお答えいたします。

札幌市では、市長公約や札幌市まちづくり戦略ビジョンにおいて、障がいのある方の文化芸術への参加や、ユニバーサルな取組の推進が重要な施策として位置づけられております。

まずは、障がいのある方が気兼ねなく文化芸術活動に参加する機会を創出するため、2022年度から、障がい障害児向けのワークショップを実施しており、多くの児童にご参加いただいているところでございます。

来年度、2025年度からは、次のステップとして、障がいの有無にかかわらず、子どもから大人まで参加できるユニバーサルコンサートを開催することとしたところでございます。

●**たけのうち有美委員** 障がい者に対する文化芸術の取組として、これまで札幌市が実施してきた音楽ワークショップは、障がい者の音楽鑑賞の機会を創出するという観点から、重要なものと認識しています。

来年度開催予定のユニバーサルコンサートのように、誰もが参加できる公演の開催は、我が会派が求めてきたことでもあり、障がいがある方とない方との相互理解の観点から、その意義は大きいことはもちろんですが、障がいの有無に関係なく、一緒に楽しめるという点において、高く評価をしているところです。

一方で、コンサートを開催するに当たっては、障がいがある方の特性に応じた合理的な配慮に関して、課題もあるものと考えます。

そこで質問ですが、ユニバーサルコンサートとして、どのような内容を検討しているのか、概要について伺います。

●**米森文化部長** ユニバーサルコンサートの概要についてお答えいたします。

ユニバーサルコンサートは、障がいのある方や小さな子ども、高齢者など、誰もが楽しめる内容を目指しており、2026年3月の開催に向けまして、現在、プログラムや曲目、座席配置などの詳細について、検討を進めているところでございま

す。

また、来場者への配慮につきましては、参加者の体調不良などに備えまして、落ち着ける場所としてクールダウン室を準備するほか、客席照明や字幕表示、障がいのある方の入退場をサポートする体制等、ワークショップで得られた知見や、過去に開催実績のある墨田区や沖縄県などの事例を参考に、安心してご来場いただける環境を整えてまいりたいと考えております。

●**たけのうち有美委員** クールダウン室の用意や動線の確保と、客席照明や字幕表示、入退場のサポートなど、障がい特性に応じた工夫等、配慮すべきことが多いと思いますが、ぜひコンサートを成功させていただきたいと思っております。

そこで質問ですが、札幌市がユニバーサルコンサートを開催することで、どのような成果を期待しているのか、伺います。

●**米森文化部長** ユニバーサルコンサート開催により、期待する成果についてお答えいたします。

2024年6月に策定した第4期札幌市文化芸術基本計画では、多様な文化芸術に親しむ機会の提供を施策として掲げております。

本事業が、年齢、障がいの有無、言語の違い、経済的な状況などにかかわらず、あらゆる人が文化芸術に参加することを促すとともに、多様な価値観を尊重し、相互理解が進む契機となることを期待しているところでございます。

●**たけのうち有美委員** 年齢、障がいの有無、言語の違い、経済的な状況などにかかわらず、あらゆる人が文化芸術に参加することが当たり前になってほしいと思っております。

音楽からは離れますけれども、私は2024年の2月に、やまびこ座で開催された舞台手話通訳者養成講座発表講演というのを見てまいりました。

舞台手話通訳者とは、音楽や効果音も含めた音情報を、全て手話に変えて伝える役割を担っており、講演では、演者とこの舞台手話通訳者が一体となって表現をしていました。観客席には聞こえ

る人、聞こえにくい人、聞こえない人、そして子どもも大人も一緒になって、作品を楽しんで見ている状況がありました。初めて、私見ましたので、斬新で、こういった障がいの有無にかかわらず、文化芸術と一緒に楽しむ機会をもっと普及すべきだと感じて帰ってまいりました。

また、昨年12月に、インクルーシブシアターへ向けたはじめの一歩という、演劇専門の方が学ぶ合理的配慮についてのワークショップがありました。視覚障がいのある方に、作品をどう届けるかというグループワークがメインの内容でした。

主催者は札幌の団体でしたけれども、障がいや心的外傷などを理由に、劇場に足を運びたくても運べない人のために、劇場を誰もが安心して楽しめる場所にするために、私たちに何ができるだろうかを考え、実践しているとのことでした。

こうした民間の取組や先進事例から学び、音楽に限らず、誰もが安心して、文化芸術に親しめる取組を継続・発展させていただくことを求めて、私の全ての質問を終わります。

●竹内孝代委員 私からは、文化芸術創造活動支援事業について、障がい児向け音楽ワークショップについて、困難女性支援について、順次質問をいたします。

初めに、文化芸術創造活動支援事業について、質問をさせていただきます。

札幌市文化芸術創造活動支援事業については、我が会派はわたなべ議員を中心に、昨年の予算特別委員会では、公平性や適正性の確保などについて、また、3定決算特別委員会では、中間支援組織がアーティスト支援を行うことのメリットについてなど、会派として継続的に質疑で取り上げ、事業の後押しをしてきたところでございます。

これまでの文化芸術政策については、感動や驚き、癒しなどを通じた、豊かな人間性の涵養や創造性を育むなどの、いわゆる文化芸術の本質的な価値で語られることが多かったものと認識をしています。

一方で、国が定める文化芸術推進基本計画で

は、文化芸術の価値は本質的な価値だけではなく、人間相互の理解を促進するなどの社会的価値、また、質の高い経済活動を実現する経済的価値を有しているというふうにしております。

また、文化芸術基本法においても、文化芸術に関する施策の推進に当たっては、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育などの分野と有機的な連携が図られるよう配慮しなくてはならないとされており、文化芸術の社会連携が求められてきております。

こうした流れの中で、昨年6月に策定されました、本市の第4期札幌市文化芸術基本計画においては、社会連携を目指すことを一つの柱として掲げられました。

その具体策として実施しているというふうにご覧いただけますこの本事業は、まず現場を熟知した中間支援組織等が、アーティストに伴走しながら、文化芸術の社会連携、また、アーティストのステップアップ、これを目指すものと認識しております。

同時に、全市で今進めようとしております官民連携にも資する取組でもあるという考えから、会派としても非常に期待を寄せているところであります。

本事業は、現時点では、まだまだ実証実験の位置づけのものであり、道外の有識者の協力を得た事業の評価検証を行いながらも、進めているというふうに承知しております。

文化芸術の分野においては、民間の、いわゆる中間支援組織と連携したアーティスト支援のこの仕組みは、全国でも極めて先進的であります。また、札幌独自の取組であるというふうに承知しておりますので、しっかりと検証して、改善を加えながら、事業の本格実施につなげていただきたいというふうに考えております。

そこで質問ですが、現在行っているこの事業の検証の観点と、今年度の結果をどのように評価をされているのか、その認識を伺います。

●米森文化部長 創造活動支援事業の事業検証

の観点と、今年度の結果の評価についてお答えいたします。

検証の観点は、大きく2点ございまして、1点目は、本市に、文化芸術を社会連携に生かす担い手がいるかどうか、2点目は、民間の中間支援組織等を活用した手法が、アーティスト支援に効果的であるか否かでございます。

1点目の担い手についてでございますが、今年度の採択件数6件に対しまして、40件もの応募があったことから、社会連携を志す文化芸術関係者が一定程度いるものと評価しているところでございます。

2点目の手法についてでございますが、有識者から、民間の中間支援組織は、行政に比べ専門性が高く、地域にきめ細やかなネットワークを持つことから、より効果的なアーティスト支援を実現できるというご意見をいただいております。また、事業に参加したアーティストからも、中間支援組織が設定した学びの場や相談体制について、総じて高評価を得ているところでございます。

こうしたことから、まだ事例数が少ないため、確定的な結論には至ってはおりませんが、本事業には大きな可能性があるものと評価しているところでございます。

●**竹内孝代委員** 担い手がいるかということ、また効果的であるかという観点で検証されたということでありまして、まだまだ事例数が少ないということでありましたけども、大変に手応えを感じるような、そうした検証の結果であるというふうに思いますし、ぜひこの事例をしっかりと増やしていただきたいというふうに思いますので、そのほうがより詳細な検証、また評価もできるかと思っておりますので、ぜひこれをしっかりと進めていただきたいというふうに、改めて申し上げます。

この事業の本格実施を目指していくためには、仕組みの検証にとどまらず、事業の改善も欠かせないというふうに思います。そう考えた場合、道外の有識者の意見というのも大変重要だと思いま

す。

ただ、併せて、実際に活動している現場の方々の意見を取り入れることが極めて重要というふうに思っております。

そこで質問ですが、この実証実験において、現場の意見をどのように取り入れていくのか、伺います。

●**米森文化部長** 現場の意見の取り入れ方につきまして、お答えいたします。

現在、行っております実証実験では、先ほど答弁させていただいた事業検証に加えまして、事業の改善についても、併せて検討を進めており、実際に活動している現場の方々の意見は、非常に重要と認識しております。

具体的には、利用者目線での改善点を把握するために、採択事業者アンケートを行った上で、有識者からいただいたご意見についても共有し、採択事業者が守るべきガイドラインを定めるなどしたところでございます。

さらに、ちょうど明日開催予定の事業報告会についても、企画段階から採択事業者と打合せを行い、この事業の意義をより深める報告会にするための知恵をもらっているところでございます。

このように、事業の改善に当たりましては、札幌市と有識者だけではなく、採択事業者を巻き込んで検討を進めており、今後についても現場の意見を踏まえ、よりよい事業となるよう努めてまいります。

●**竹内孝代委員** 先ほど答弁いただいた事業継承と併せて、事業の改善に向けた取組も同時に行っているということでありまして、明日、報告会でも皆様のご意見、知恵等も実際にお聞きしていきたいということでありました。ぜひとも、こうした丁寧な聞き取り、そして、その反映を求めさせていただきます。

人間相互の理解を促進していく、また、ひいては社会連携も促進していける、この文化芸術の力を、ぜひとも市政の課題解決にいかしていただけるよう、本事業のさらなる推進、また継続を求め

まして、この質問は終わります。

次に、障がい児向けの音楽ワークショップについて質問をいたします。

札幌市では、令和3年度に調査、また検討業務を実施した後、令和4年度から障がい児向けワークショップを開催しております。

我が会派は、障がいがある方の文化芸術活動への参加機会の創出といった観点から、本事業を高く評価しており、令和4年の予算特別委員会、また、令和5年の議案審査特別委員会において、本事業の検討状況、また進捗状況を確認し、よりよい取組となるよう応援をしております。

その後、令和5年12月に、札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023が策定されましたが、この本計画においても、充実・強化する取組の一つに、子どもや障がいのある方などによる文化芸術の鑑賞や活動へのサポートが掲げられたところであり、本事業が果たす役割というのはますます大きくなっているというふうに認識をしております。

そこで、まず初めの質問ですが、令和6年度に行われました、この障がい児向け音楽ワークショップ実施状況について伺います。

●米森文化部長 令和6年度に行われた、障がい児向け音楽ワークショップの実施状況について、お答えいたします。

令和6年度の障がい児向け音楽ワークショップは、9月4日と5日の2日間で、3公演実施いたしました。

令和5年度は、特別支援学校や特別支援学級といった学校区分により、公演を分けて開催いたしました。参加者の安全確保や、より効果的なワークショップとするため、令和6年度から障がい種別に応じて、開催区分を聴覚障がい、身体障がい、知的障がい等の3回に分けて実施いたしました。

また、当日の参加が困難な児童に向けまして、オンラインによる講演の配信を試行的に実施したところでございます。

令和6年度の参加校数は、前年度29校に対しまして、オンライン参加を含めまして43校、参加児童数は前年度186人に対しまして、オンライン参加も含めまして321人となり、参加数は大幅に増加したところでございます。

●竹内孝代委員 参加児童が大幅に増えるような取組にも挑戦されたということでもあります。

この本事業を開催するたびに、これまでも検証また改善を繰り返してきていただいているというふうに思いますけれども、やはりこういう実施をしてきた中で生じた反省点、また、今後に向けた課題というのも見えてきたのではないかとというふうに思います。

そこで質問ですが、この令和6年度のワークショップに対する、参加された児童、また引率者からの評価、また、札幌市としてのその受け止めについて伺います。

●米森文化部長 令和6年度のワークショップの評価と、札幌市の受け止めについてお答えいたします。

ワークショップの内容についてでございますが、今年度から、プログラムにテーマを設けることとし、ジャングルへ冒険に出かけようという題材に沿って曲目を選定することで、一貫性とストーリー性を高めることができたと考えております。

また、演奏と共に照明演出や手拍子、足踏みなどのボディーワークを効果的に取り入れた結果、児童、引率者から好意的な反応が多く寄せられたところでございます。

試行実施したオンライン配信につきましては、外出がかなわない子どもたちにとって、貴重な機会となったと評価をいただく声があった一方で、運営面では、配信の質や配信先の各学校への対応に課題も見られました。

来年度以降のオンライン配信につきましては、参加者や出演者からの意向を踏まえながら検討したいと考えておりますが、公演全体としては、満足いただける内容を提供できたと考えております。

す。

●**竹内孝代委員** 内容について、おおむね好意的なご意見が多かったということで、大変よかったなというふうに思いますが、一部運営の課題というのも見えてきたということでありました。

参加型のワークショップという本事業でありましたので、その趣旨を踏まえたと、本当であれば、直接会場に伺って、実際に鑑賞していただくという効果というのは大変高いものというふうに思いますけれども、一方で、いろんな事情があって来場が困難な児童に対しても、この音楽鑑賞への参加の機会を提供できたという観点では、一定の成果があったのではないかなというふうに、私自身も思います。

これまでの取組は、検証と改善を繰り返し推進してきたと、先ほども申し上げましたけれども、さらなる展開を期待している方々からのお声も寄せさせていただいております。これまでの検証を踏まえて、今後の展開にぜひともつなげていただきたいというふうに思っております。

そこで質問ですが、令和7年度、本事業の取組内容について、どのようにしていくのか伺います。

●**米森文化部長** 令和7年度の本事業の取組についてお答えいたします。

令和7年度は、新たに視覚障がい児を参加対象とする予定でございまして、学校教員からの意見を聞きながら、公演内容や児童へのアプローチ方法を検討してまいります。

さらに、本事業を安定的に継続していくために、指導者役を担う人材の育成にも取り組むこととしておりまして、指導者育成のワークショップを児童向けワークショップと併せて開催することを検討しており、関係者と協議をしているところでございます。

このほか、ワークショップとは別に、先ほど質疑でもございましたが、あらゆる方が参加可能なユニバーサルコンサートの開催も予定しているところであり、障がいのある方に音楽鑑賞を楽しん

でいただける機会を増やしてまいりたいと考えております。

●**竹内孝代委員** 令和7年度は新たな視覚障がいの方々も参加対象に加えるということで、本当に楽しみにされる方も多いかと思えます。

また、鑑賞機会の創出ということでは、本当にこれまでの事業が、さらに幅広い事業に成長してきたなというふうに思っております。

また、今、答弁いただきましたけど、新たに取り組む指導者育成のワークショップでしょうか。これにつきましては、やはりこの取組が民間にも広がって、より多くの障がいのある子どもたちが文化芸術、こうした参加機会を得る可能性にもつながっていくというふうに思いますので、ぜひともしっかりと取組を進めていただきたいというふうに思います。

例えば、ユニバーサルコンサートの取組についても、先ほど質疑でありましたけれども、音楽ワークショップを経験した子どもたちが、さらに音楽へ親しみを持つ機会にもなると思えますし、また家族との交流を深める機会になるのではないかなというふうに思いますので、こうしたつなぎ、また連携というのでも検討いただきたいというふうに思っております。

この障がい児向け音楽ワークショップにつきましては、これまで何度も議会で取り上げさせていただきましたけれども、一人でも多くの障がいのあるお子さんたち、また、それに引率される先生方等が、また親御さん等が参加できるように、こうした取組が民間の事業者、団体にも広がっていくように、この次年度の事業をしっかりと検証していただいて、継続的に行っていただくことを要望しまして、この質問を終わります。

最後に、困難女性支援について質問をさせていただきます。

昨年4月に施行されました困難女性支援法の、この支援の対象とする女性というのは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情によって、日常生活または社会生活を

円滑に営む上で困難な問題を抱える女性というふうに、幅広く定義がされました。様々な年齢層、また困難を抱えた女性が対象となるというふうに承知をしております。

これまで我が会派は、女性が抱える問題は複雑かつ多様化してきており、どんな問題を抱えているか、どんな支援を求めているかをきちんと把握した上で、取組を進めていく必要があると、繰り返し主張してまいりました。

令和6年1定予算特別委員会にて、この困難女性支援法の施行に向けた取組について、質問させていただきました。

このときの答弁では、困難な状況やニーズを把握するための実態調査を行いたいとの考えを示していただき、今年度、その調査がされたというふうに承知をしております。

そこで質問でありますけれども、行ったこの実態調査の概要、そしてその結果について伺います。

●**田口男女共同参画室長** 私から、困難女性に対する実態調査の概要と結果につきまして、お答えいたします。

生活状況把握のため、無作為抽出により、市内在住の18歳から74歳の女性4,000名を対象に調査票を送付したところ、1,322名から回答がございまして、回答率は33.1%となっております。

回答は郵送、Web、どちらも可能といたしましたが、郵送による回答が約7割となっております。年齢40歳代以上からの回答が7割を超えていた状況でございます。

調査結果の内容といたしましては、困り事解決に必要と思われる支援は何かという問いに対しまして、支援制度の情報提供でありますとか、気軽に話を聞いてもらえる相談窓口という回答が多く、相談窓口の形態につきましては、対面の窓口や電話との回答が多かった状況でございます。

なお、今回の調査をするに当たりまして、相談窓口周知を目的といたしまして、郵送した調査票の中には、DV相談窓口や女性のためのLINE

相談などの情報も掲載して、お送りしたところでございます。

●**竹内孝代委員** 無作為抽出で4,000人の方に送付をして、回答率が33.1%ということで、割と高い回答率だったのではないかなというふうに思っています。

これまで、様々なアンケートを札幌市はしてまいりましたけれども、なかなか回収率というのに苦労されているかと思うんですけれども、やはり回答率が少し高めというものは、こうしたことにすごく関心が高い方がいらっしゃるというふうに思っております。女性のニーズに着目した調査を市が行ったという意義は、とても大きいというふうに思います。

また今、答弁もいただきましたけれども、今回実態調査をする際に、せっかくお困り事は何ですかというふうにお聞きするアンケートですので、ぜひとも、その相談窓口の情報も一緒にご案内をしていただきたいというふうをお願いいたしました。要望を反映してくださって、この調査の機会を使って、4,000人の方々に、実際にこの相談窓口をご案内できたことというのは、大変有意義だというふうに思います。ありがとうございました。

今回のこの調査では、困り事解決ということ、必要な支援は何かということをお聞きしたいというふうに思っておりましたけれども、今、答弁いただきましたような支援制度の情報提供ですとか、また気軽に話を聞いていただきたいという、そういう窓口が必要だというような声があったり、また、実際その相談窓口の形態も、意外と、やはり対面とか電話ということで、直接ご自身のことをしっかりとお話を聞いてもらいたいという、そういうことも調査から伺えたというふうに思います。

社会から遮断をされて、相談場所が分からないといった人を支えていくためにも、今回のこの調査結果を踏まえて、求められるような支援策というのを検討する必要があると考えます。

そこで質問ですが、この実態調査の結果を受けて、今後どのような支援につなげていくのか伺います。

●**田口男女共同参画室長** 調査結果を受けての今後の支援、取組についてお答えいたします。

調査結果からは、困難を抱える女性への現行の支援制度や相談窓口の存在の情報、こういったものが必要な人に届いていないと考えられることから、まずは各関係機関や民間支援団体の取組などの情報を共有することが重要であると認識したところでございます。

そこで、デジタル広告でありますとか、地元情報誌への掲載などを通じた相談窓口の周知を引き続き行うとともに、支援調整会議など、様々な機会を活用しまして、各関係機関の支援制度等についてお互いに理解を深め、広く市民に届けられるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

●**竹内孝代委員** 必要な方に、必要な支援の情報が届いていなかったということ踏まえて、しっかりとお伝えしていけるような体制をつくっていくということでありましたし、以前、議会でも取り上げさせていただきましたけど、この支援調整会議というのも大変重要であります。こうしたところを通じて、しっかりと対応策を講じていただくように求めさせていただきます。

冒頭でも申し上げましたとおり、女性が抱える困難というのは複雑かつ多様化しているというふうに申し上げました。

中でも、このDV被害者につきましては、日常的な暴力による精神的、また身体的不調、また暴力から逃げる際の住居をどこにするか、また子どもへの影響、経済的困窮など、様々な困り事を抱え込み、被害者が対応しなければならないといったことも多く、大変な状況にあるというふうに思っており、私もいろいろとご相談を受けることもあります。

特に、最近が高齢のDV被害者というのが増えてきていると全国的にも言われておりまして、こ

の被害を被害と感じず、長年我慢しているうちに、実は問題が潜在化、長期化し、ときには事件にも発展する、そういったお話も聞いております。今後、ますます高齢化が進む中で、この高齢者への支援というのも重要になってくるというふうに思っております。

そこで質問ですが、この高齢のDV被害者への支援の取組について伺います。

●**田口男女共同参画室長** DV被害を含む、高齢者の支援についてお答えいたします。

今年度、高齢者にも分かりやすいようイラストを多用するなど、表現を工夫したDV啓発のリーフレットを新たに作成いたしました。こちらを地域包括支援センター、各区役所、関係機関等に配布したところでございます。

3月に行った支援調整会議の中の実務者会議では、高齢相談者への対応をテーマに実施をしたところでございまして、区役所母子・婦人相談員や民間支援団体、介護施設職員なども交え、主に高齢DV被害者について、相談者が要介護状態にある場合の対応でありますとか、地域包括支援センターへの連携、こういったものに関しまして、意見交換を行ったところでございます。

今後も相談窓口に出ます相談員のスキルアップを目的とした研修等を行うほか、DV被害の早期発見のため、DVとみなされる行為について、高齢者を支援する団体等にも広く周知してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

●**竹内孝代委員** 今年度、早速リーフレットを作ってくださいということ、また、支援調整会議でも取り上げてきたという取組、早期発見にしっかりとつなげていきたいという考えについては理解をいたしました。

本当に、一人も悲しい思いをする、そうした女性をなくしていくためにも、この女性が抱える困難というものについては、所管する部局も大幅広くなっております。

また、行政だけでは対応できないといったこと

もありますので、民間団体との協働というものが大変に必要であるというふうに考えております。

女性支援を行う、そうした機関がしっかり綿密に、緊密に連携をするということ、また、行政と民間団体が対等な立場でしっかり協働していくということを念頭に置いて、取組を進めていただきたいというふうに思います。

しっかりと、これまでもやってきていただいておりますけれども、さらに、本当に悲惨な、本当に悲しい事故、事件等、そうしたことから女性を守るように、取組を進めていただくよう求めて、全ての質問を終わります。

●三神英彦委員 私から、札幌芸術の森ですね、南区常盤エリアです。これについて質問させていただきます。

札幌芸術の森、略称芸森は、開園が1986年の7月です。ただ、これ、年表を見てみると、1977年の青年会議所札幌アートパーク構想というものが始まりになっているということです。その頃に、教育文化会館だったりだとか、道立近代美術館だったりだとかが開園しているので、何かすごくアートな雰囲気的年代だったということです。そこから構想10年かけて、一部の開園にたどり着いたのは1986年ということです。

その数年後、1990年に野外ステージがオープンして、これがPMF関連のイベントのきっかけになっているというような形です。

場所的には、真駒内からバスに乗ったら、多分20分以上かかる地域なので、交通アクセスとしてはよくないですし、車で行ったとしても、1本道なので大渋滞になるんですけど、それでも令和5年度の文化意識調査では、回答者の7割以上が芸術の森に行ったことがあるということなので、これは足を運んだ比率はかなり高いんじゃないかなというふうに考えます。

実際、そこから本当に、ちょっとずつ建物が建っていて、複数の美術館、工芸アトリエ、それから野外展示だとかですね。それが時代に合わせてCO2の抑制だったりだとか、熊だとか鹿だと

かが入ってこないようにしたりだとかということをやって、本当にいいエリアになっているんだと思います。

PMFだけじゃなくて、札幌シティジャズ、それから国際芸術祭もあそこを使いますよね。

ただ一方で、来年、改修工事、野外ステージだとかアートホールだとかの改修を予定している、これが本格化していくということをお伺いしています。

最初の質問ですが、芸術の森の施設運営に対する本市としての現状、それから課題認識について、まず伺います。

●米森文化部長 札幌芸術の森の現状と課題につきましてお答えいたします。

札幌芸術の森は開園以降、指定管理者である札幌市芸術文化財団により、安定した施設運営を実施してまいりましたが、令和6年度の年間来場者数は、目標値である50万人を下回り、38万人程度にとどまる見込みとなっており、より多くの方にお越しいただくための工夫が必要と認識しております。

また、開園当初は、芸術家と一般市民による芸術活動を同時に追求することを掲げておりましたが、現在は利用者の大半が一般市民であることから、芸術家による創作活動を想定した夜間利用や、アトリエ・ロッジの利用が低迷していることも課題となっております。

加えまして、施設の老朽化のほか、札幌コンサートホールKitaraや札幌文化芸術劇場hitaruが整備された中、札幌芸術の森が将来に向けて、札幌市の文化芸術振興にどのような役割を果たしていくのか、再定義も必要な状況と認識しております。

●三神英彦委員 最初の想定というのは、本当に私はそうだなというふうに思うんですよ。例えば音楽にしたって、ジャズだけじゃなくて、フォークだろうがロックだろうがやりますし、絵とかにしても、本当にメジャーどころの絵だとか彫刻だとかの展示だけじゃなくて、例えばドラえ

もんだったりだとか、スヌーピーだったりだとか、ガンダムみたいなカルチャー寄りのものだって、あそこは受け付けるような懐の広さとか、深さというのを持っている地域なんだろうなというふうに考えると、それはこれから、まだまだやっていけるんじゃないかなというふうに、私は期待しているというような形ですね。

そんな中で、周りの地域の人たちは、本当に市民の人たちというのは、あそこら辺に住んでいる人たち、ほかのエリアに比べて、本当に楽器をやる人だったりだとか、絵を書く人だったりだとか、ろくろを回して窯で焼く人だったりだとか、多くの人たちがあの辺に住んでいて、実際に芸術の森の施設そのものを使わなくても、その雰囲気ちゃんと醸し出して、あの辺に住まわれている方が多いということを考えると、やはり同じように、実際に住んでいる方たちのアートであるということと、それから、やはり努力としてはプロの人たちにちゃんと来ていただいて、そういう交流をしてもらおうということによって、地域の人たちがさらにレベルとかグレードだとか、上がっていくということがいいんじゃないかなというふうに思いますし、あと、さらには2006年には、すぐそばに市立大学ができていくわけじゃないですか。そうすると、大学生がうまく潤滑油みたいな形になって、地域の方と、それからプロの方というのを結びつけていくだとかということは、工夫すればもっとできるんじゃないかなというふうに思います。

そんな中で、やっぱり私、いろんなところで、札幌市役所はできるだけ稼いだほうがいいですという話をしている中で、あそこは必ず、先行投資すれば、みんなに喜んでもらった上で、さらに売上や収益を上げることができると思っていますので、引き続きお願いできればと思います。

大体こういう施設の耐用年数は60年と、よく言うじゃないですか。大体、今40年たっているというようになるところになります。その中で、今言ったような話をどう考えながら、より喜んでもらっ

て、より稼いでもらえる地域になるためにどうしていったらいいでしょうかという話です。

質問ですが、札幌芸術の森が地域や来訪者にとってより魅力的であり続けるために、将来に向けて、どのような検討を実施する予定かをお伺いします。

●米森文化部長 芸術の森の将来に向けた検討につきまして、お答えいたします。

先ほどご答弁申し上げました課題認識に基づきまして、今年度、札幌芸術の森魅力向上に向けた在り方検討委員会というものを立ち上げております。

その委員会は、学識経験者や芸術家、芸術文化財団の職員により構成いたしまして、実際の利用に基づく具体的な意見をいただくために、音楽・舞台、美術、工芸の三つの分科会を設けまして、様々な観点から議論をしていただいたところでございます。

今年度末に、各委員の意見をまとめた提言書を受領する予定でございまして、これを踏まえまして、提示された課題を短期、中期、長期に振り分けて、課題解決に向けた対応方針を来年度以降に整理していく予定でございまして。

札幌芸術の森が市民から愛され続けるために、将来にわたり、持続可能な運営方法を確立してまいりたいと考えております。

●三神英彦委員 芸術の森の近くにWESSさんの建物が、長期滞在型のレコーディングスタジオを持っているんですね。そういったところは、むしろ今度は、地元の人たちが知らない間に、めちゃくちゃメジャーどころの方々がレコーディングに来るといような施設もありますので、そういったところもうまく参考にできるところは参考にしながらということをお願いできればと思います。

それとこれ、まちづくり政策局と、それから大谷南区長にもお話ししているんですけど、この芸術の森ができたタイミングで、真駒内駅前にタイムカプセルを埋めているんですね。桂市長だとかか

田薫心さんだとか、何か書いて埋めているらしいんですけど、うまくこの真駒内駅前の再開発、また、実際に、来年には40周年になるということなので、そのタイミングで、まだ開けちゃ駄目みたいなので、掘り出し式か何かでもやっていただけたらと思います。

●村山拓司委員長　ここで、およそ20分間、委員会を休憩いたします。

休 憩 午後2時52分

再 開 午後3時15分

●村山拓司委員長　委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

●しのだ江里子委員　私からは、消費者行政の充実強化に向けた国の支援についてと、困難女性支援に伴う悪質ホスト対策について、2本質問させていただきます。

まず、消費者行政の充実強化に向けた国の支援についてです。

国は消費者庁を立ち上げた2009年に、地方公共団体の消費者行政の充実強化を図るため、地方消費者行政活性化交付金を創設しました。その後も、名称や交付要件を少しずつ変えながら、地方自治体に対する財政支援を継続してきました。

現在、継続している地方消費者行政強化交付金は、補助率が最大10割で、消費生活相談員の人件費にも充てることができるなど、各自治体での消費者行政の充実に向けた取組を実施する上で、非常に貴重な財源となっていると聞いており、本市においても、この交付金が、市民の消費者被害の救済や未然防止などに大きく貢献しているところ です。

しかし、この交付金は2017年以降、自治体の事業ごとに、活用期限が原則として7年間に限定されたものとなっているため、全国の多くの自治体で近々、交付金が終了になり、事業が停滞するといった懸念の声が出ていると聞いております。

消費生活相談件数は高止まりの傾向にあり、高

齢者の被害が大きな割合を占めているものの、被害の状況は多様化、高度化するとともに、若年層の被害も拡大していることから、身近な自治体における継続的な体制の整備や取組の充実強化が必要であるということは明らかであると考えます。

そこで質問ですが、本市では現在、どのような事業にどの程度交付金が使われているのでしょうか。また、交付金の措置について、今後の見通しについてどのようにお考えなのか、伺います。

●田口市民生活部長　私から、消費者行政の充実強化に向けた国の支援についてお答えさせていただきます。

まず、交付金の活用事業と措置の見通しについてでございます。

札幌市では、消費生活相談に関する事業及び高齢者や障がい者などの見守りに関する消費者被害防止ネットワーク事業、並びに消費者トラブル未然防止の啓発及び教育に関する事業、以上三つの事業で、こちらの交付金、補助率10分の10で活用させていただいているところでございます。

消費生活相談に関する事業につきましては、対象となる相談員の報酬のうち、2012年、平成24年以降の昇給分が対象となっていることから、この分、約1,270万円の交付金を活用しているところでございます。

また、高齢者や障がい者などの見守りに関する消費者被害防止ネットワーク事業につきましては、事業費のうち、対象となる人件費約980万円の交付金を活用しているところでございます。

さらに、消費者トラブルの未然防止の啓発及び教育に関する事業、こちらにつきましては、事業費3,500万円、全額交付金で賄っているところでございます。

この三つの事業、いずれとも2025年度、令和7年度には交付金の活用期間が終了する見込みでございます。

●しのだ江里子委員　消費者向けの相談事業ですとか見守り事業、さらには未然防止のための普

及啓発に交付金が活用され、相談者の被害救済ですとか未然防止などに、有効に活用されているものと推察することができます。

特に、今ご答弁がありました普及啓発及び教育に関する事業については最も高額で3,500万円という、全額交付金を活用しております、近年では、札幌市において消費者ホットライン188を、「消費者トラブルいやや」のフレーズで大きなインパクトを与え、オンラインゲームですとかマルチ商法、そしてまた、情報商材ですとか副業のトラブルなど、若年層向けの動画は大変好評で、良好な取組活用を行っているものと認識しています。

しかし、この交付金が想定します2026年度をもって終了するという事になった場合、これらの普及啓発活動は停滞し、ひいては市民の消費者被害の未然防止を進めるといった点で、後退するのではないかという危惧をるところです。

そこで質問ですが、昨今の本市における厳しい財政状況などを踏まえ、交付金が終了した場合、一層工夫を凝らし、より効果的な普及啓発活動を行う必要があると思われませんが、どのように対応されるのか伺います。

●**田口市民生活部長** 交付金終了後の、効果的な消費者被害防止啓発についてお答えいたします。

札幌市では、これまで交付金を活用いたしまして、動画やチラシ、パンフレットなどを作成し、例えば、若者向けに動画をYouTubeで配信するなど、対象者を考慮して、効果的な普及啓発活動を行ってきたところでございます。

動画の啓発につきましては、これまで有料の媒体を利用してきたところでございますが、交付金終了後も見据えまして、ここ1～2年は、例えばCOCONO SUSUKINOでありますとかHILOSHI、それからチ・カ・ホのビジョンなど、無料の行政放映枠のある媒体をより多く活用してきたところでございます。

また、若年層の被害も拡大しているということ

から、若者への注意喚起は、同世代の意見を取り入れることがより効果的と考えまして、今年度は、市内の専門学校の学生にご協力をいただいて、啓発用動画とチラシを作成しているところでございます。

今後、交付金が終了した場合にも、このような学校や市民、企業との連携を深めるなど、工夫を凝らしながら、効果的な啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

●**しのだ江里子委員** 様々な取組をしていただけているということは十分分かります。

しかし、本当にこの重要性から考えますと、普及啓発活動について、交付金が終了することも見据えて取り組んでいかなければならないということは事実であると思えます。専門学校の学生と共に動画を作っていくなど、札幌らしい取組をしていただけるというのは大変大切なことだと思えます。

しかし、本来、これらの普及啓発活動はもとより、消費生活相談員の人件費ですとか、見守りに係る経費など、国全体に等しく関わる消費者行政に要する経費というものについては、国の事務の性質を有するものであって、国が最低限措置すべきものであると私は考えます。

そこで質問ですが、札幌市としても、国に対して支援の継続を積極的に働きかけていくべきと考えますが、いかがか伺います。

●**田口市民生活部長** 国に対する支援継続の働きかけについてお答えいたします。

札幌市では、消費者行政の充実強化に国の支援が必要と考えまして、これまでも指定都市市長会でありますとか、消費者行政担当部局長会議などで、支援の継続を要望してきたところでございます。

2026年度、令和8年度に実施予定の消費生活相談のデジタル化におきましては、地方自治体の要望によりまして、この交付金の対象項目が増えたということもございますので、国への働きかけというものが非常に有効であるというふうに認識し

ております。

今後も機会を捉えまして、国への支援継続を要望してまいりたいと、そのように考えております。

●しのだ江里子委員 ほかの自治体も大切なことであるということは十分御存じでいらっしゃる、そしてまた、札幌市においても、指定都市市長会をはじめとするくくりの中で、国に対して支援を求めているという事は分かりました。

とは言いながらも、諦めることなく、国にはしっかりと支援の継続を求めていると期待したいと考えます。

国支援の存続が明らかになっていませんけれども、消費者トラブルのトレンドというのは常に変化しておりまして、市としても、引き続き情報収集をはじめ、状況を見極め、適宜、適切な取組の充実、そしてまた、強化を進めていただくことを切に求めて、この質問は終わらせていただきます。

次に、困難女性支援に伴う悪質ホスト対策についてです。

昨年、令和6年3定の決算特別委員会で、困難を抱える女性の支援について、困難女性支援法に定める支援調整会議の開催状況について伺い、令和6年度中には個別のテーマを設け、より具体的、専門的な支援について検討を行う実務者会議を開催し、今後の支援につなげていくとのご答弁をいただきました。

また今、社会問題にもなっている悪質ホスト、この問題についても、この支援調整会議の場を活用して、前向きに検討していただけたのではないかと期待をしているところです。

そこで質問ですが、今年度開催された実務者会議の実施状況と、その中でどのような検討がされたのか伺います。

●田口男女共同参画室長 私のほうから、悪質ホストに関する困難女性の支援調整会議の開催状況についてお答えいたします。

こちらの支援調整会議ですが、9月の代表者会議に続きまして、より細かなテーマを定めた実務者会議を3回、今年度中、開催しているところでございます。

そのうち2回は、ふだんはそれぞれの窓口で対応していて、顔を合わせる機会が少ない、区役所母子・婦人相談員でありますとか、民間支援団体などの相談員が出席いたしまして、より幅広い知識が必要な障がい者や高齢者からの相談について、専門家を交えながら情報交換を行ったところでございます。

残り1回につきましては、悪質ホストにつきまして、庁内関係課や民間支援団体など、計6機関が出席いたしまして、被害の自覚がない女性の事例でありますとか、被害の現状、風俗営業法の改正への動きなどにつきまして、情報共有を行ったところでございます。

いずれの会も、出席者からは相談員同士の顔が見える関係づくりができ、それぞれが持つ支援情報などを詳しく知ることができたため、今後も継続的な開催を望む声があり、非常に有意義な場になったというふうに感じております。

●しのだ江里子委員 これまでに、去年は3回、この実務者会議を実施していただいて、その中の1回で、この悪質ホスト対策についても、テーマとして取り上げていただいたということでした。

そしてまた、六つの機関が参加をしていただいたということで、支援情報の連携ですとかを考えていただけたのではないかと思います。

様々な課題に沿ったテーマで、困難を抱える女性の支援について検討されているということに関しては十分分かりました。今後も引き続き、関係機関ですとか民間支援団体と、分野横断的に連携協働し、対策を行っていただきたいと思います。

前回の決特でも、悪質ホストへの対策について、困難を抱える女性への支援の一つとして対応していただきたいと要望したところ、今お話があったように、この実務者会議において議論が行

われたということでした。

つい最近の報道によりますと、薄野のホストクラブで、女性客に売掛金を求め、返済を目的に性風俗店で勤務させた違法あっせん事件では、全国的に、何と延べ1万人以上の女性を風俗店に、まるで派遣会社のような組織形態で、違法あっせんを繰り返したスカウトグループの代表が逮捕されたということでしたが、北海道警察は、被害は氷山の一角と警戒を強めていると聞いています。

私も先日、北海道警察生活安全部風俗繁華街対策担当の方に伺ったところ、ホストクラブの売掛金に関する相談は、2021年は11件でしたが、2022年24件、2023年41件、そして昨年、2024年には48件となりまして、確実に増加しているものの、ホストは恋愛感情を利用し、女性客に高額な売掛金や立替金を抱えさせるために、捜査関係者は、女性が被害を自覚するのは難しく、相談に訪れるケースはごく一部ということでした。

昨年7月、警察庁では、悪質ホストクラブ対策検討会が設置されまして、12月までに計5回にわたり開催され、被害者支援団体や繁華街の事業経営者、関係省庁などから広くヒアリングを実施し、それを基に精力的な議論がされ、12月に議論とあるべき規制の方向性が取りまとめられました。

その規制の方向性としては、売掛金、立替金などの蓄積の防止策や、悪質な取立ての防止策、また売春、性風俗店勤務などのあっせんへの対応の規制、そして悪質な営業を営む者の処罰や、その排除の在り方が求められています。

そして、つい先日、3月7日に、政府は悪質ホストクラブへの対策、対応を盛り込んだ、風俗営業法の改正を閣議決定し、匿名流動型犯罪グループ、通称トクリュウの関与も指摘されている中で、坂井国家公安委員長は、女性を徹底的に搾取する卑劣なビジネスモデルだとおっしゃり、早期の成立を求めています。

被害者増加を受け、今後、警察庁、北海道警察、そしてまた中央警察署においては、引き続

き、あらゆる法令を駆使して、悪質ホストクラブを厳しく取り締まり、速やかに実質的な措置が講じられることを期待します。

しかし、法規制だけでは、悪質な店側が網をかいくぐり、いたちごっこになるということも考えられ、孤独を感じる女性のつながった先が悪質ホストで、まさにマインドコントロールにはまって、ここが居場所と思い込んで、推し活から離れられない場合もあるため、規制強化に加えて、女性を適切な支援につなげる、行政や民間のサポートも必要です。

対策が少しずつ動き始めていますが、女性が被害に遭わないためにも、行政として相談窓口などの周知や啓発は、今まで以上に必要と考えます。

そこで質問ですが、札幌市としては、悪質ホスト問題に関し、決算特別委員会以降、具体的にどのような連携や取組を行っていただいたのか、また、今後どのような取組を行っていくのか、伺います。

●田口男女共同参画室長 悪質ホスト対策の具体的な取組につきまして、お答えいたします。

犯罪被害者、消費者トラブル、それと若年女性支援を担当する庁内関係課におきまして、問題意識の共有でありますとか、対応可能な取組についての意見交換を行ったところでもございまして、支援調整会議の実務者会議の開催や、警察との情報交換も行っているところでございます。

先ほど言いました意見交換などの場におきましては、行政として、被害者やその家族などに対して、相談窓口の周知・啓発に取り組むことが重要であると改めて認識したところでございまして、まずは相談窓口の情報を、札幌市のホームページのほうへ掲載したところでございます。

また、今後はデザインに工夫を凝らして作成した啓発チラシを活用いたしまして、関係機関等と連携いたしまして、周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

●しのだ江里子委員 要望です。

首都圏で放映されましたNHKの報道特集で

は、春休みに向けて、悪質ホストクラブトラブルですとか、低年齢化する路上売春が取り上げられています。

また、シーシャと言われる、水タバコに、ドラッグを介在した性暴力被害も散見されるなど、東京ばかりではなく、今まで聞いたこともなかった犯罪が、札幌・薄野でも起きています。

未だに風俗店求人、横浜ですとか野田ナンバーの大型LEDアドトラックは、札幌駅前から中島公園までを頻繁に通行しております。

そしてまた、ホストクラブの大型看板は目に余る状況で、景観審議会での検討ですとか、条例による規制も考えていかなければならないのではないかと考えます。

今回作成していただきましたチラシは、なかなかこのインパクトのあるものでありまして、ここの中には、#9110警察相談専用電話ですとか、それから、「消費者トラブルの相談は」ということで、先ほど消費者行政の中にもありました、札幌市が取り組んでいる消費者ホットライン188、いややですとか、そしてまた、札幌市消費者センターの電話番号など、それからまた、LINEで悩みを聞いてほしい人には、札幌市困難を抱える若年女性支援LINKですとか、札幌市女性のための相談窓口のQRコードが貼られておりまして、24時間相談することができ、まさに支援調整会議での連携が生かされていると思います。

まさに、先ほどこの行政の充実強化について質問しましたけども、悪質ホストクラブが介在する女性へのトラブルも、消費者トラブルそのものの社会問題であると言えると思います。

このチラシを関係者に見ていただきましたが、被害に遭う10代、20代の若年女性には、高額請求とは一体幾らぐらいなのかとか、支払を強要されたでは、言葉がちよっと難しいのではないかという意見もありましたので、次回参考にしていただければ幸いです。

ぜひこのチラシを基に、繁華街のビルに掲示できるポスターですとか、トイレの個室に貼るシー

ルの作成も進めていただき、多くの人の目に届くようにしていただかなければならないと思います。

そして、何より必要なのは彼女たちの居場所であり、ここは子ども未来局の困難を抱える若年女性支援LINKですとか、そしてまた、女のスペース・おんなど、札幌にありますそういった財産と連携して、進めていただきたいと思います。

そして、札幌市が、悪質ホストクラブ商法は許さないという気概を示していただき、そして支援調整会議を中心に、民間団体や地域関係団体も巻き込んでいただき、女性たちへの様々な支援、本当に彼女たちは生きづらさを感じていて、そして見捨てられるのではないかというおそれも感じているということです。

そういった彼女たちが搾取されることのないように、一層充実させていただくことを求め、私の質問を終わります。

●國安政典委員 私からは、市民集会施設へのエアコン設置に係る、具体的な検討状況について質問をいたします。

一昨年、令和5年の夏、これは記録的な猛暑となりまして、市民生活にも大きな影響があったところでございます。

また、昨年の夏も、北海道の平均気温は平年と比べると2度以上高く、統計開始以降、令和5年の夏に次ぐ、史上2番目の暑さであったということでございます。

これまで我が会派では、令和5年8月に行った公共施設のエアコン設置の加速化を求める緊急要望をはじめ、その後の定例市議会の代表質問や決算特別委員会、予算特別委員会など、様々な機会を捉えて、市の考えを伺ってきたところであります。

中でも、市民文化局所管の地域コミュニティ施設については、町内会など、地域を支えるコミュニティ活動の根幹的施設であることに加え、高齢者の利用も多い施設であることから、冷房機器を設置するなどの暑さ対策が喫緊の課題であること

は、これまで何度も訴えてきたところであり
ます。

直近では、昨年10月の決算特別委員会で、町内
会館などの民間施設を含めた地域コミュニティ施
設の冷房機器設置に係る今後の進め方について質
疑を行い、また、さきに行われました代表質問に
おきましても、今回の施設を含む、公共的な役割
を担う施設へのエアコン設置について、現在の対
応状況と今後の進め方について質問し、秋元市長
からは、公益性を有する民間施設についても、令
和7年度予算に整備を促進するための経費を計上
したとの答弁があったところでございます。

今年は、雪の降り方も例年とは異なりまして、
1月までの降雪量が少なかったと思えば、2月に
入って大雪となり、また3月になって、今週もま
だ雪が降り続けております。帯広市では、12時間
降雪量が120センチとなるなど、異常気象とも言
える状況が続いております。

これらの迅速な対応が求められる中、間もなく
訪れる今年の夏の暑さも、計り知れない状況であ
ると思っておりますので、一刻も早い対処が必要である
と考えます。

そこで質問ですが、市民集会施設へのエアコン
設置に係る具体的な検討状況について伺います。

●**田口地域振興部長** 市民集会施設へのエアコン
設置に係る、具体的な検討状況についてござ
います。

市民集会施設につきましては、エアコンが1台
も設置されていない施設を対象として、1室分の
エアコン設置を補助対象に加えることとしたいと
いうふうに考えてございます。

具体的には、現状の市民集会施設建築費補助制
度に補助対象として加えることとし、補助率を2
分の1、1施設当たりの補助上限は40万円とし
たいというふうに考えてございます。

事業のスケジュールにつきましては、速やかに
補助要綱を改正した上で、各区を通じて迅速に制
度周知を行い、令和7年度から申請を受け、交付
できるよう進めてまいりたいというふうに考えて

ございます。

●**國安政典委員** 補助内容につきましては、理
解をするところであります。

1台も設置されていない施設を対象とする、ま
た、補助率を2分の1、上限が40万として補助す
ると、新年度に入って、速やかに要綱を改正して
ということでもあります。

申し上げたいこともございますが、まずは新年
度スタートとなるわけでありますので、よくここ
までこぎ着けていただけた。前田局長をはじめ、
関係の皆様には、心から敬意を表して感謝を申し
上げる。本当の話ですよ。何か笑いが出ておりま
すが、まずはスタートさせることが大事だという
ふうに思っております。

これまでも申し上げてまいりましたけれども、
地域のコミュニティ施設は、地域住民がコミュニ
ティ活動を行う上で、重要な役割を果たしている
施設であります。

また、これらの施設が、地域のために活動する
方々の健康を脅かしかねない状況にある、こうい
うことはあってはならないというふうに思いま
す。ぜひ、今年の夏に間に合うように、速やかに
進めていただきたいというふうに思います。

また、実施に当たっては、各区を通じてとい
うことでございました。本日は、各区の区長さん
もおそろいでありますので、しっかりと各区におい
て、市民集会施設のエアコン設置を進めていただ
きたいというふうに思います。

各地域に対して、丁寧に周知をいただくことを
要望いたしまして、私の質問を終わります。

●**川田ただひさ委員** 私からは、現在、地下鉄
駅などに掲載しておりますLGBT関連の広告に
ついて、もう一つが、アイヌの共同利用館の後継
施設などについて、2点質問させていただきます。

まず1点目ですが、LGBT関連の広告につい
てお伺いいたします。

地下鉄の東西線白石駅と地下鉄南北線平岸駅な
どに、性的マイノリティ関連の広告が今、掲載さ

れております。期間限定のようでございますが、多くの市民からの問合せがあり、これらの目的なども問合せがある次第でございます。

理解増進法はあるものの、不特定多数の目の触れる形で広告が掲載されていることについて、これら関連の課題については、様々な考え方や、または思想、信仰上の理由などで、真逆の考え方がいるのも否定できません。

その中で、職業や市民生活の中で、社会通念上の理解で、公序良俗の範囲での活動は、誰もが人権の保障がされなければならないのは当然のことでございます。

そこで質問でございますが、今回のLGBT広告の趣旨や目的などをお伺いいたします。

また、さらに今年度、このようなLGBT啓発広告に幾ら使ったのか、また来年度幾ら使うつもりなのか、その財源等も含めて、どのようになっているのかをお伺いいたします。

●**田口男女共同参画室長** LGBTに関する啓発広告につきまして、2点お尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

まず1点目、啓発広告の趣旨や目的についてでございます。

札幌市では、多様な性の在り方につきまして、社会全体で理解が広がり、性的マイノリティの方々も安心して暮らせるよう、周知・啓発に取り組んできているところでございます。

しかしながら、現行の第5次男女共同参画さっぽろプランを策定するために実施いたしました市民意識調査によりますと、このLGBTについて、内容まで知っているというふうに回答いただいた方が37.6%にとどまっており、より多くの市民の方々に周知することが必要だということで、それを目的に広告を実施したところでございます。

次に、予算の関係でございます。

令和6年度の広告に関する予算でございますが、地下鉄駅ホーム柵や駅構内のデジタルビジョンを活用した広告の予算、合計で262万2,000円と

なっております。こちらは予算額でございますが、財源は全額、法務省のほうから来ております、人権啓発活動地方委託事業費によるものでございます。

令和7年度につきましては、この令和6年度と同様の内容で、285万2,000円の予算案を計上させていただいているところでございます。

●**川田ただひさ委員** 全額国費でということでございます。

これから、いろいろと考えがある方もいらっしゃるわけでございます。そういう意味において、この理解増進法は、努力義務はいろいろと設置されているわけでございますけれども、やはりこの伝統文化を重んじて生きている方もいらっしゃる、そういった意味で、問合せが数多くあることは、私は致し方ないことであると思っております。

それで、次の質問でありますけれども、フレンドリー指標制度に向けた形で、委託費や、またそこから派遣されている方のさらなる委託費、この積極的な活動を現在、男女共同参画事業で行っているわけであります。

このような広告があるということは、札幌市が独自で、法的な権利拡大を積極的に、特定の方々に対して行っているように感じるという意見もあるわけでございます。

そこで質問でありますけれども、このような広告を掲載することで、何かしら、新たな権利拡大を目指しているのか、お伺いいたします。

●**田口男女共同参画室長** お答えいたします。

このような啓発事業につきましては、現実には生きづらさを感じているの方々がいることを知ってほしい、または理解してほしいというものでございまして、特定の人たちの権利拡大を目指すものではないというふうに考えているところでございます。

●**川田ただひさ委員** 今、法的に、いろいろ裁判とかにもなっておりますが、同性婚の問題でありますとか、いろいろこの考え方には議論があ

るわけでございます。そういう意味において、先ほどもお話ししましたが、多くの問合せがある、このことは致し方ないことであることは、札幌市としても承知していただきたいと思っております。

次に、アイヌの共同利用館につきましてお伺いいたします。

私が昨年予算特別委員会において、3月14日でございますけれども、今、白石区にある共同利用館の後継施設について、質疑を行ったところでもございます。

その中で、国費と市費で全額支出して、建設を予定しているわけでございます。

そして、国費と市費で全額支出して建設するわけでございますから、一般の方も利用できるべきだということで、質疑を行いました。

その際の回答で、地域の方など、一般の方にもご利用いただくことを想定しているということで、あとはこの管理方法についても、札幌市が直営管理、または委託による方法、この施設にとって効果的なものは何であるかを検討してまいりますという札幌市からの答えだったわけでございます。

それで、昨年ですが、12月に、この共同利用館の後継施設の整備について、何回かいろいろと話し合いが行われているわけでございますけれども、その中間報告の中においても、そのような形で、特定の個人や団体の利益を追求するような利益方法は避けることということで、その質疑のとおり、いろいろと協議はちゃんとされているなどということは、私自身も感じているところでもございます。

今、この後継施設を移転新築するというところで、移転場所は豊園保育園跡地ということになっているようでございます。令和10年の供用開始を目指しているということでございます。

そこで、私としてもお伺いしたいんですが、改めて、とても重要なことなのでお伺いしますが、優先利用はあるとしても、今の共同利用館のように、ほぼアイヌの方々専用施設のような取

扱いになっていることは、懸念しているところでもございます。後継施設の整備について、アイヌの方々専用ではなく、空きがある場合には、一般の方にも利用できるようにすべきというふうに考えているわけでございますが、この部分についてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

●田口市民生活部長 共同利用館後継施設の市民利用の確保についてということでございます。

後継施設につきましては、公の施設として整備することを、現在予定しているところでございます。

アイヌ民族の交流、伝統文化の継承の場などとして整備するため、今、委員のほうからお話があったとおり、アイヌ民族の優先的な利用は想定しているところではございますが、空きがある場合には、アイヌ民族以外の一般の市民の方々の利用についても想定しているところ、こちらは変わっておりませんので、その旨をお答えさせていただきます。

●川田ただひさ委員 そういったことでございますけれども、ただ、やはり私としては、この後継施設について、アイヌ文化交流センター同様に、市が直営で運営するべきだというふうに考えているわけでございます。

なぜなら、やはり市がきちんとした形で、直営で、市が全面的に関与した形でなければ、この周りの住民の方もなかなか利用しにくいのではないかというふうに思っているところがございます。この点は非常に重要だと思いますので、この点について、改めてまたお伺いします。

●田口市民生活部長 共同利用館後継施設の運営方法についてお答えいたします。

こちらの後継施設の運営方法につきましては、現時点では決定していることはございませんで、どのような方法がよいのか、今後、引き続き、幅広く検討してまいりたいと考えているところがございます。

●川田ただひさ委員 私は、何回もお話ししま

すが、やはりこれは市民の財産、または、ある意味、国費が入っていることも考えると、国民の財産でございますので、市で地域の住民にも使いやすいような形になるように、きちんと関与した形で管理をする、そのことがとても重要なことであって、特定の方々が使って終わりということにならないようにしていただきたいと思っております。

次の質問に入りますけれども、白石区本通にある、現在の共同利用館でございます。

建築後、もう既に45年経過しております。私も先日、皆様方にお力添えをいただいて、藤田議員と一緒に、改めて視察をしてまいりました。非常に古くなっているなというふうに感じているところでもございます。

そういったことで考えれば、後継施設の供用開始とともに解体されるだろうなというふうに認識しているところでございます。

しかしながら、この土地については、どのような形で処分されるか、私としても改めてお伺いしてまいりたいと思っているところでもございます。

そういう意味において、どのような方法で、適正な価格を含めて処分していくのか、どのように考えているのか、お伺いいたします。

●**田口市民生活部長** 現在の共同利用館の跡活用についてお答えいたします。

後継施設につきましては、令和9年に工事に着手いたしまして、令和10年に竣工を予定しているところでございまして、あわせて、現在の共同利用館につきましては解体を予定していることでございます。

解体後につきましては、その土地については、庁内での有効な活用の方法の検討も含めまして、市の財産に係る規定などにのっとりまして、適切に取り扱ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

●**川田ただひさ委員** やはり今まで、アイヌの方々が多く利用していたことは間違いなことだ

と思います。

生活指導員の方もいらっしゃったということでもありますけれども、ただ、ここはやっぱり市有地ということで考えますと、従来のいろんな市の財産の跡地の処分方法に基づいた形で、しっかりと適正な価格で、そして適正な形で移譲されるように、私としてはこの部分をしっかりと見ていかなければならないというふうに思っているところでもございます。

今、いろいろと検討されている、簡単に言えば共生社会推進条例ですね、誰もがつながり合う共生社会を目指す条例なわけでありまして、この部分で、財政的措置というの盛り込まれているわけでございます。

もし、これが通ってしまったら、またさらに、今までの施策以上に、様々財政的な措置が、やっぱり一般の方々とはまた違った形で、不均衡な形で支出がされてはいけないというふうに、私は感じているところでもございます。

そういう意味で、今後もそういった視点から質疑をしてまいりたいと思います。

●**ふじわら広昭委員** 私は札幌市の文化施策について、4項目質問いたします。

1項目めは、札幌市芸術文化財団の職員に関する育成・指導及び研修などについてです。

2項目めは、アーティスト・イン・レジデンス事業の推進について。

3項目めは、札幌国際芸術祭における市内アーティストの参加拡充について。

4項目めは、札幌市文化芸術創造活動支援事業とアーツカウンシルについてであります。

初めは、1項目めの札幌市芸術文化財団の職員に関する育成・指導及び研修などについてです。

最初の質問は、財団職員の自己都合退職に対する、札幌市としての原因分析についてです。

私は、市民文化局が所管する公の施設、札幌市民交流プラザの指定管理者の指定及び次期指定管理者の札幌市芸術文化財団の選定に関して、昨年12月の財政市民委員会において、札幌市芸術文化

財団の退職者の状況について質問をいたしました。

その中で、2019年、令和元年度から2023年度までの5年間で、市民交流プラザでは9名の正職員が自己都合という理由で退職しています。全体でも、正職員32名のうちの9名ということは、全体の約28%、3割程度が、5年弱の中で退職するという状況になっております。

その後、文化部から取り寄せた資料では、2024年、令和6年度までの5年間で、財団の全職員数107名のうち19名、約18%、2割近くの職員が退職しております。

札幌市芸術文化財団は、美術、音楽、舞台、芸術など、幅広い事業を展開していくわけでありますから、専門のスタッフが、そこにある程度長く携わらなければ、職員の能力や実績をなかなか引き出せないのではないかと思います。

組織においては、職員は宝であり、特に芸術文化事業に関わる職員が、いかに原石を輝かせ、将来にわたって、その専門能力を光り続け、職務に生かしていくことが必要であり、このように多くの職員が退職することは、財団にとって非常に残念なことであり、大きな損失でもあります。

一般的に、社員の退職を防ぐための施策はリテンションマネジメントと呼ばれていますが、働きやすい環境をつくるための具体例としては、大きく三つがあります。

1点目として、有給休暇が取りにくい、長時間労働やサービス残業があるなど、労働条件の改善です。

2点目として、職場の上司や同僚、顧客との人間関係にストレスを感じているケースがあります。人間関係が原因の退職は、配置転換などの対策で回避できる可能性がある一方、ハラスメントが原因となるケースも少なくありません。

3点目として、組織の将来に対する不安があり、会社や自分自身の将来に不安を感じているケースです。組織の業績が不安定で、事業拡大や年収アップが望めない状況では、社員の不安が増

大いたします。一方、やりがいを感じられない、スキルアップが見込めないということも、その一因になります。

このように、働きやすい環境をつくるために、職員面談を定期的実施する、コミュニケーションを活性化することですが、退職は複数の要因が重なって起きるため、退職防止にも多角的な取組が求められており、長期的な視点に立った職員育成の仕組みづくりが必要です。

そこで質問ですが、このように多くの財団職員が自己都合で退職していますが、退職職員のヒアリングなどが重要でありますけれども、札幌市として、この現状や退職となる原因をどのように分析されているのか、まず伺います。

●米森文化部長 札幌芸術文化財団職員の自己都合退職に対する札幌市の原因分析について、お答えいたします。

芸術文化財団の常勤職員の自己都合退職に係る状況についてでございますが、芸術文化財団に確認したところ、退職理由は、いずれも一身上の都合によるものではございますが、関係者への聞き取りの中では、転職を理由とするものが多かったとのことでございます。

また、札幌市芸術文化財団職員の採用面接では、ほかの芸術文化関連団体からの転職希望者が相当数いるということも伺っておりまして、業界全体として、人材の流動性が高いものと推測しているところでございます。

●ふじわら広昭委員 次の質問は、職員からの相談件数など、及び管理職などに対する研修の実施状況についてです。

私は、このように大量の職員が退職するのは、組織における円滑なコミュニケーションの欠如に大きな原因があるのではないかと思います。コミュニケーションを醸成する観点から、職員と管理職との定期的な面談制度や、ふだんからの円滑なコミュニケーションによる意思疎通は必要不可欠なものです。

そこで質問ですが、財団において、パワハラや

セクハラは当然ないと信じていますが、日常的に職員の悩みを受け止め、ストレスの解消に努めるための方策として、産業医によるメンタル相談の制度がありますが、今年度の相談件数と内訳、そして、その相談結果をどのように活用しているのか、伺います。

また、離職防止のポイントとして、上司のマネジメントのスキル不足が起因することもあります。上司の部下に対する不適切な言動が離職を招くケースは多いものの、管理職本人に指摘しにくいと感じていることは、珍しくありません。

パワハラやセクハラを予防しながら、社内のコミュニケーションを活性化させるために、管理職に対して定期的にマネジメント研修を実施する必要があります。

そこで質問ですが、管理監督者に対する研修や人間関係のトラブルに対する対策をどのように講じているのか、併せて伺います。

●米森文化部長 財団職員のメンタル相談に関するご質問と、管理職員に対するマネジメント研修等に関するご質問の2点について、お答えいたします。

1点目の財団職員のメンタル相談に関するご質問についてでございますが、財団職員がメンタル不調となった際の対応として、産業医による面談を実施しておりまして、2024年度、今年度は8件の相談があり、業務遂行の不安やストレス、残業が多いなど、業務負担感に由来するメンタル不調などの内容が多かったところでございます。

産業医からは、当人に対するアドバイスのほか、受診勧奨や人事上の配慮の助言をいただいているところであり、財団ではこれに沿った対応や配慮を講じているところでございます。

2点目の管理職に対する研修と、人間関係のトラブルへの対策についてでございますが、札幌市芸術文化財団では、毎年、全管理職を対象に、内部統制マネジメント研修を実施しており、2024年度はハラスメント防止の研修を行ったとの報告を受けております。

また、人間関係のトラブルへの対策といたしましては、財団内に複数の相談窓口を設置し、職員が相談しやすい環境づくりに努めているほか、コミュニケーションシートを活用した、所属長との面談の機会を設け、トラブルの早期把握にも努めているところでございます。

●ふじわら広昭委員 業務遂行の不安やストレス、残業など、業務負担感に由来するメンタル不調などが、相談件数としては多かったということでもあります。

2019年、20年は、新型コロナウイルスの関係もありまして、様々な事情があるんでしょうけども、17件のこうした面談の件数が増えておりますけれども、最近では、その半分程度になっている状況であります。

次の質問は、職員のモチベーション向上のための国内外研修や技術研修の実施状況についてです。

職員研修は非常に重要であると思いますが、成果が現れるまでには、しばらく時間を要するのではないかと思います。

研修以外にも、もう少し職員が定着していくような、積極的な工夫をしていかなければならないと考えております。

そこで質問ですが、職員のモチベーションを高め、組織に定着するために、働きやすい環境づくり、魅力ある制度ややる気を促す対策、例えば、他の財団への派遣交流とか、海外研修やAI、またDXなど、技術革新やビジネスモデルの変化に対応するため、新しい知識やスキルを学ぶためのリスキリングの導入など、新たな研修制度や既存の研修のレベルアップを積極的に実施すべきと思いますが、いかがか伺います。

●米森文化部長 職員のモチベーション向上のための研修に関するご質問でございます。

札幌市の文化芸術施策の発展のためにも、職員研修などを通じたモチベーションの向上への取組は重要と認識しております。

現在、札幌市芸術文化財団では、新規採用職員

へのフォローアップ研修を実施しているほか、技術研修の一環として実施する主催公演や他団体の公演の鑑賞により、職員の意欲向上や自己研さんの場を設けているところでございます。

このほか、ほかの機関への研修派遣や国内、海外への出張についても適宜行っており、これらの取組を通じて、施策の計画立案等に際し、新たな視点が入り入れられるなどの効果を期待しているところでございます。

今後もこれらの取組を含め、より効果的な研修となるよう、引き続き財団と連携し、職員の能力と意欲の向上を図り、札幌市の文化芸術振興を實踐できるよう努めてまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 幾つか要望を申し上げて、次の項目に移りたいと思います。

札幌市は、コンサートホールK i t a r aで、毎年、ハンガリーのリスト音楽院による音楽セミナーを、2月に開催をしております。ピアノやバイオリンなど、そうした専門の指導者が来日して、約10日間前後にわたって、取組を行っていると思うわけであります。それには札幌市内の私立大学や、また市内や市外の関係者が、これに参加しているわけであります。

また、オルガニストは、パリ音楽院から毎年派遣をしてもらっております。そして、若手のオルガニストの育成が行われております。

このために、やはりこうした海外との連携が、そのパイプがあるわけでありますから、例えばハンガリーのリスト音楽院、パリのパリ音楽院などと提携をして、ただ単に研修ではなくて、半年、少なくとも1年程度の留学という言葉がふさわしいかどうか分かりませんが、そのくらいの期間滞在をして、いろいろ研さんをすべきではないかなというふうに考えております。

また、オペラ関係では、国内では、新国立劇場が日本のオペラの中心となっております。ここから、以前に技術部長をK i t a r aに採用しているわけでありますけれども、こうした技術面を含

め、オペラの勉強のためにも、やっぱり国内に、先ほど申し上げたように半年、1年という期間、しっかりと勉強していただくような研修の場を設けていくべきではないかなというふうに、私は考えているところであります。

また、最近では民間企業の給与、初任給なども大幅に上昇させる動きが目立っておりますけれども、資料として提出いただきました、文化財団の職員のスライド給与の状況については、他の指定管理者よりもかなり高い実施率、他の平均、全体では約70%ぐらいでありますけれども、文化財団は約100%に近い、そうした状況になっておりますけれども、指定管理者制度という枠組みがあるので、大幅なアップは難しい側面もありますが、ぜひとも初任給の改善など、札幌市芸術文化財団が、学生や、また文化芸術に関心の高い人たちにとって魅力的な職場であるよう、引き続き、待遇面での改善を強く求めておきたいと思っております。

また、リスクリングについては、厚生労働省は企業向けに、また経済産業省は個人向けの幾つかのこうした研修制度を設けておりますので、ぜひともこうしたことも活用して、職員のスキルアップを図っていくように求めておきたいと思っております。

次は2項目め、さっぽろ天神山アートスタジオのアーティスト・イン・レジデンス事業についてです。

最初の質問は、同事業の予算、滞在スタジオの利用状況、招聘人数、市民との交流状況についてです。

アーティスト・イン・レジデンスとは、国内外からアーティストを一定期間招聘して、滞在中の活動を支援する事業として、我が国においては、1990年代前半からこれらの関心が高まり、主に地方自治体がその担い手となって、札幌市では2014年5月31日から、天神山アートスタジオにおいて取り組んでおります。

アーティスト・イン・レジデンスという言葉が生まれる以前から、フランスでは、17世紀頃から

優れたアーティストにローマ賞を贈り、ローマのヴィラ・メディシスでの滞在を褒賞として与えていましたが、1950年代から60年代にかけて、欧米にアーティスト・イン・レジデンスというシステムが誕生し、アーティストが異なった文化や環境に滞在し、創作活動を行うとの意味を発展してきました。

国内では、1993年のTAMAらいふ21として、多摩地域の東京都移管100周年記念の一環として行われたアーティスト・イン・レジデンスの事業は、日の出町、五日市町——現あきる野市、八王子市、町田市の4市町にスタジオと宿泊設備を整えた施設の建設がされ、石彫、版画、織物、陶芸を対象とする各レジデンスに、国内外から4名ずつ、計16名のアーティストが招聘されていました。

1990年代に開設された滋賀県立陶芸の森は、陶芸家を志す者に創作の場を提供する創作研修館とともに、信楽焼の作品を展示する陶芸館もあり、地場産業とも結びついた信楽産業展示館などを併設した大型の施設となっており、美濃・紙の芸術村、また瀬戸市新世紀工芸館、また、佐賀県の武雄地域国際芸術文化交流事業など、地域の特性が強く打ち出され、地域固有の文化や歴史、産業などに関連づけた分野のアーティストを対象とし、町の独自性を発揮しようとする、芸術によるコミュニティづくりが進められております。

1997年、平成9年から、文化庁がアーティスト・イン・レジデンス事業を開始し、新事業の発足を促しており、自治体が事業主体となれば、アーティスト支援という本来の趣旨以外にも、地域振興や地域の活性化といった要素が目的に加わってくるのは当然のことであり、せっかく招いた創造的な人的資源をいかに地域に開いていけるか、プログラムが地域住民との交流に重きが置かれるのは当然と言えます。

アーティスト・イン・レジデンス事業は、地域社会の活性化、地域資源の再発見、魅力形成、コミュニティの活性化など、札幌らしさを創出し、

札幌のまちを世界に発信することができると思います。

海外、道外のアーティストに札幌を見て、感じてもらい、創作活動や市民との交流を通じて、何かを持って帰ってもらうことも大事であり、また、PMFやS I A F——札幌国際芸術祭などを活用し、外向きに文化を発信することで、外から人を呼び込むことが、これまでより大切になっております。

そこで質問ですが、アーティスト・イン・レジデンス事業の拠点である、天神山アートスタジオに関する予算、滞在スタジオの利用状況、招聘人数、滞在アーティストなどと市民との交流状況について伺います。

●米森文化部長 天神山アートスタジオに関する予算、滞在スタジオの利用状況、招聘人数、滞在アーティストなどと市民の交流状況についてお答えいたします。

まず、天神山アートスタジオの2025年度、来年度の運営管理費予算は4,920万4,000円、2023年度の滞在スタジオの利用者数は325人、うち招聘人数は5人でありまして、稼働率は85.7%と、過去最高となっております。

2023年度、令和5年度の滞在アーティストなどと市民との交流状況につきましてですが、展示が20件、トークイベント12件、ワークショップ9件、公開制作1件、天神山文化祭などその他9件の、合計51件でございました。

●ふじわら広昭委員 次の質問は、天神山アートスタジオに関する、行政評価委員会の指摘事項に対する取組です。

私は、せっかくすばらしい事業を行っているのに、札幌市としてのまちづくりや市民との交流に、この事業があまり生かされていないのではないかと考えています。

当事業の目的は、アーティストの創造活動の提供のほか、市民交流、創造性の向上、札幌市の文化芸術の発展となっております。この事業に対する外部評価委員からの指摘と改善が求められて

おります。

具体的には、滞在スタジオの利用者全体が市民と交流をしていないことなどから、2023年、令和5年度の行政評価委員会において、市民がメリットを重視するため、滞在アーティストと市民との交流は必ず行うようにしていくべきである、また、市民の納得感が得られるよう検証するなど、施設の在り方も含めた見直しを検討することと指摘されております。

そこで質問ですが、天神山アートスタジオに関する行政評価委員会の指摘を受け、どのように見直し、取り組む予定なのか、伺います。

●米森文化部長 天神山アートスタジオに関する、行政評価委員会の指摘に対する取組予定についてお答えいたします。

行政評価委員会の指摘に対する今後の取組については、市民がメリットをより享受できるよう、2025年、令和7年4月1日の申請分から、滞在するアーティスト等に対しまして、市民との交流を必須化するよう見直すとともに、アンケート調査において効果測定を行う予定でございます。

これらの取組結果を踏まえまして、他都市の事例なども参考にしつつ、関係者等の意見を聞きながら、より効果的なアーティスト・イン・レジデンス事業となるよう、施設の在り方を検討してまいります。

●ふじわら広昭委員 今、見直し案の答弁がありましたけれども、一部具体的なところもありましたけれども、全体としては、まだまだ検討が必要ではないかというふうに思うわけであります。

一つには、今後、札幌市だけでなく、多様な運営主体が生まれることが望まれるとともに、海外の運営団体やネットワーク組織とも、ノウハウや情報を共有する必要があると思います。

また、そちらから提出いただいた資料を見ますと、先ほどの答弁もありましたけれども、2023年度の天神山アートスタジオの実績として、約51件の様々なイベントがあり、1万4,775人が参加したとなっているわけであります。

しかし、それぞれのイベントに参加した人の人数は、この会場の入り口のところにカウントする装置があって、そして各部屋に行った人の人間は、来館者数より推計しているという資料になっております。そういう意味では、展示や公開制作など、こうしたところに参加した人が、本当に部長の答弁のあったような正確な人数になっているのかということが疑問なわけでありますけれども、今後は正確な人数を把握するように求めておきたいと思っております。

次は、天神山アートスタジオ以外の活用についてです。

天神山アートスタジオは、設備の更新時期を迎えています。

私は、アーティスト・イン・レジデンス事業は天神山アートスタジオのみで実施するのではなく、自然豊かな札幌芸術の森や、公募提案型売却の第3回目の公募が今後予定されております旧常盤小学校など、天神山アートスタジオ以外でも実施することで、積極的にアーティスト・イン・レジデンス事業を展開し、文化芸術活動の国際化につなげるよう、検討する必要があると思います。

そこで質問ですが、札幌芸術の森や旧常盤小学校など、天神山アートスタジオ以外の活用についての考えを伺います。

●米森文化部長 天神山アートスタジオ以外の活用についてのご質問でございます。

天神山アートスタジオは築35年が経過し、設備の更新時期を迎えておりまして、使用を続けるためには大規模修繕が必要な状況でございます。

このような状況のほか、次年度以降の活動状況などを踏まえまして、天神山アートスタジオ以外の施設の活用の可能性や、専用施設の必要性も含めまして、新たなアーティスト・イン・レジデンス事業の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 ぜひとも、新たな場所の確保に向けた、積極的な検討を求めておきたいと思っております。

次は、3項目めの、札幌国際芸術祭における市内アーティストの参加拡充についてです。

2月3日に、札幌国際芸術祭2027のディレクターが発表されましたが、例えば札幌国際芸術祭においても、アーティスト・イン・レジデンス事業と連携することで、市内在住のアーティストの参加を促すことも、一例としてあるのではないかと思います。

そこで質問ですが、札幌国際芸術祭2027において、市内在住のアーティストと連携を深めることを検討できないのか、伺いたいと思います。

●片岡国際芸術祭担当部長 札幌国際芸術祭2027における、市内アーティストとの連携の進め方についてお答えいたします。

昨年度開催したS I A F 2024においては、例えば、メイン会場である未来劇場で、地元アーティストを招聘し、北海道の巨木を使った雄大な作品や、劇場の奈落を生かしたガラスの繊細な作品などを展示したところでございます。

加えて、ディレクターが掲げるテーマに共鳴し、応募をいただいた市内のギャラリーや文化施設によるプロジェクトにも、多くの地元アーティストの参加があったところでございます。

S I A F 2027については、より広い市民浸透や、札幌の独自性の打ち出しの強化といった大きな方向性を定めたばかりでありまして、今後、市内在住のアーティストとの連携手法についても、さらに検討を進めてまいりたいと考えてございます。

●ふじわら広昭委員 積極的な検討を求めておきたいと思いますが、やはり私どものほうに寄せられる地元の文化芸術のアーティストの皆さん方は、国際芸術祭にも、いろいろな意味での協力をしたいという声が寄せられているわけであります。

そういう意味では、札幌市としても、地元のいろいろな分野のアーティストの名簿というか、どういう人がいるのかということをも十分に把握していないのではないかと推測するわけで

ありますので、ぜひともそうした活用に向けては、そうした名簿の作成を行うことを求めておきたいと思います。

同時に、さっぽろ雪まつりも、初めは学生が主催して、その後、だんだんと年数を重ねて、自衛隊の協力、そして市民ボランティアの協力などが発展して、今日に至っているわけでありませけれども、やはりこうした札幌国際芸術祭などを通じても、しっかり地元の皆さんの様々な形での協力参加が実現できるように求めておきたいというふうに思います。

次は最後、4項目めの札幌市文化芸術創造活動支援事業とアーツカウンシルについてです。

最初の質問は、2025年度の創造活動支援事業についてです。

創造活動支援事業は、実証実験事業という位置づけで行っておりますけれども、そこで質問ですが、同事業は、これまでの改善点や評価検証結果に基づいて、2025年度の事業はどのような事業の形で実験するのか、まず伺います。

●米森文化部長 2025年度の創造活動支援事業の形についてお答えいたします。

札幌市文化芸術創造活動支援事業は、実証実験の位置づけで行っておりまして、民間の中間支援組織を活用する、全国的にも珍しい取組であることから、その検証に当たっては、さらに事例数を積み重ねる必要があると考えております。

また、事業の評価検証を担っていただいている、札幌市文化芸術創造活動支援事業等評価検証委員会からも、事例の積み重ねに際しては、大きく事業を変えてしまうと、条件が変わって検証が難しくなることから、2024年度、今年度と同様の仕組みで事業を実施することが望ましいとの意見を受けているところでございます。

こうしたことから、事業の細かな改善は行いますが、大きな枠組みは2024年度、今年度と同様の形で実施する予定でございます。

●ふじわら広昭委員 次の質問は、札幌市文化芸術創造活動支援事業等評価検証委員会について

です。

昨年7月に第1回の委員会が開催されましたが、この目的と今後の進め方について伺いたいと思います。

●米森文化部長 評価検証委員会の目的と今後の進め方についてお答えいたします。

評価検証委員会の目的は、創造活動支援事業等の評価検証を通じまして、本市に必要なアーツカウンシル機能について検討することです。

全国のアーツカウンシルが持つ機能といたしまして、文化芸術を他分野につなげることや、伴走支援を伴う補助事業を行っている事例が多いことから、2024年度につきましては、まずこれらを実践する創造活動支援事業の評価検証に特化して、協議いただいたところでございます。

2025年度、来年度以降につきましては、協議内容の幅を広げまして、本市に必要なアーツカウンシル機能やその仕組みについて協議いただく予定でございます。

●ふじわら広昭委員 札幌市の文化芸術創造活動支援事業などの評価検証を通じて、札幌に必要なアーツカウンシル機能について検討したいというか、するという答弁がありましたけれども、アーツカウンシル設立に向けて取り組まれることは、札幌市の文化芸術の振興と発展に寄与するものと、大いに期待をしているところであります。

次の質問は、同検証委員会における必要な意見などについてです。

2024年には、既に3回の会議が開催されておりますが、1点目は、それぞれの事業等評価検証委員会会議における、委員の皆さんの主要なご意見について伺います。

2点目は、当該事業は、新年度も継続事業として認められていますが、評価検証委員会の意見による当該事業の改善点について伺います。

3点目は、また、採択事業者に対してアンケートを実施していますが、アンケートを踏まえて、改善点や見直し点はどのような意見があり、今後

どのようにいかしていくのか。

まず、この3点について伺います。

●米森文化部長 評価検証委員会の主要な意見等、3点についてのご質問でございます。

1点目の評価検証委員会の主要な意見についてでございますが、今年度の評価検証委員会では、第1回は委員会の進め方について、第2回は創造活動支援事業の在り方について、第3回は創造活動支援事業の改善点について、それぞれ協議したところでございます。

それらの委員会での主要な意見といたしまして、活動の現場に近く、きめ細やかなアーティスト支援ができる中間支援組織があること自体が札幌の財産であるといった意見や、アーツカウンシルの検討に当たり、事前の検証が行われることは有意義であると、こういった現在の取組に対して、総じて肯定的な意見をいただいているところでございます。

2点目の、委員の意見を踏まえた事業の改善点についてでございます。

改善点の一例といたしましては、国や他の自治体の補助金を受けている事業は、本事業の対象外と今年度はしておりましたが、採択事業者に将来的な自立を促すのであれば、多様な財源を集めることを認めるべきとの意見をいただいたことから、他の自治体の事例も調査した上で、次年度は、国や他の自治体の補助金との併給を可能とする仕組みに改善したところでございます。

3点目の、採択事業者のアンケートを踏まえた改善点についてでございますが、採択事業者から伴走支援を行う専門家に、どのような相談に対応してもらえるのかが分からなかったといった意見もあったことから、今後、専門家と相談の上、より事業者が相談しやすい仕組みを検討する予定でございます。

●ふじわら広昭委員 各種補助金の併給などを認めるということも答弁としてありましたけれども、事業等評価検証委員会やアンケートを生かして、事業を改善していることは分かりまし

た。これからも、こうした取組をしっかりと続けていただきたいと思います。

最後に2点、質問しますけども、ここからはアーツカウンシルの設置に向けた検討について伺います。

先ほどの答弁で、2025年度からは事業等評価検証委員会の協議事項に、アーツカウンシル機能が入っているとのことであり、今年度と違った観点での協議も始まるものと思います。

そこで質問ですが、2025年度については、評価検証委員会において、どのような視点、項目で協議をしていくつもりなのか、まず伺いたしたいと思います。

●米森文化部長 2025年度、令和7年度の評価検証委員会の協議の視点等についてお答えいたします。

まずは、アーツカウンシルの検討のために実施しております創造活動支援事業につきまして、2025年度、来年度も、引き続き検証していく予定でございます。

その上で、全国にはアーティスト等の相談窓口機能を持っているアーツカウンシルが多くあることを踏まえまして、現在、SCARTSが行っている相談窓口を事例とした協議も考えているところでございます。

加えて、本市にあるべきアーツカウンシル機能がほかにもあるのか否か、また、必要な機能を実現するための仕組みがどうあるべきなのかについても、協議を行う予定でございます。

●ふじわら広昭委員 創造活動支援事業の検証に加えて、SCARTSの相談窓口機能を題材とした協議や、そのほかに必要なアーツカウンシル機能などについて検討するということでありました。

ただ、アーツカウンシルの設置に向けた検討に当たっては、アーティストや市民の理解も非常に重要であると考えます。

そこで最後の質問ですが、アーツカウンシルの設置に向けた検討に当たって、市民への普及啓発

なども含め、今後どのように進めていくつもりなのか、伺いたしたいと思います。

●米森文化部長 アーツカウンシルの検討に係る、普及啓発を含めた今後の進め方についてのご質問でございます。

委員ご指摘のとおり、アーツカウンシルの検討に当たっては、市民への周知も必要と考えておりました。その仕組みや本市の検討状況を知ってもらうためのイベントの開催も想定しているところでございます。

こうした取組を進め、最終的には市内のアーティストや文化芸術関係者の意見も取り入れながら、本市におけるアーツカウンシル機能の必要性の有無や、実装する場合の仕組みについて整理することを考えております。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

札幌市に望ましいアーツカウンシル機能に対する、札幌市の実現に向けた取組に期待をしたいと思います。

アーツカウンシルが、今後の札幌市にとって、文化芸術の推進拠点として、非常に大切な機能を有することになると思います。

ぜひとも2026年度の設置に向けて、札幌市の精力的な検証とアーツカウンシルへの市民理解が広がることを大いに期待をして、質問を終わります。

●成田祐樹委員 私からは、交通安全の観点から、シェア型の乗り物に対する市の方向性について、お伺いをいたします。

昨今では、スマートフォンなどの普及によって、手軽にシェア型の乗り物を利用することができるようになりました。近年では、車をシェアするカーシェアや、本市の敷地でも導入されている自転車シェアサービスのポロクルなど、シェア型の乗り物によって、交通手段が多様化してきました。

そのような中で、令和5年7月1日に道路交通法が改正され、最高速度が自転車と同程度である

など、一定の要件を満たすものに限り、電動キックボードが特定小型原動機付自転車として、運転免許証なしで公道を走行することができるようになっていきます。

この電動キックボードの特徴としては、電動で動くので体力を消耗せず、自転車より楽に移動することができ、運転の簡単さや小回り、車体の大きさ、走行音の静かさなどの面では、バイクや車より扱いやすいことがメリットである一方、タイヤが小径かつ細いため、路面からの突き上げなどの影響を受けやすく、加えて重心が高いため、転倒のリスクが高いとも言われております。

そのような特性がありながらも、ナンバープレートを装着することによって、車道走行が義務づけられており、交通量の多い道路や、いまだに多く見られる違法駐車車両の間を縫って走行しなくてはならないという危険性が、各所から指摘されているところ です。

さらには、16歳以上であれば、運転免許証を取得していなくても利用できることや、ヘルメットの着用は努力義務にとどまるという点からも、公道を乗るという点に関しては、極めて危険な乗り物と、私は認識しております。

昨今では、報道でも、この電動キックボード利用者が、交通法規を全く知らずに運転している状況や、飲酒運転などをしている状況が大きく報じられており、そもそも個人的には、この電動キックボードがなぜ現行ルールで認可されたのかも大変理解し難いのですが、安全面については疑問を抱くような状況が多発していることから、電動キックボードサービスを利用した人が、市民が運転する車や歩行者に対して悪影響を与えないか、非常に心配をしているところでもあります。

そこで質問ですが、全国及び札幌市における電動キックボードの交通事故の発生状況について、まずはお伺いをしたいと思います。

●**田口地域振興部長** 全国及び札幌市における電動キックボードの交通事故の発生状況についてでございます。

まず、全国において、電動キックボードが関係する交通事故は、令和6年の1年間で338件発生しており、そのうち244件が東京都で発生したものでございます。

また、札幌市においては、令和7年2月末日現在、電動キックボードの登録数は231台となっておりますが、現在までのところ、電動キックボードが関係する交通事故は発生していない状況でございます。

●**成田祐樹委員** 冬期間という多分特性もあると思うんですが、札幌市においては、電動キックボードが、今の時点ではあまり普及していないということ、また、幸いにも交通事故は発生していないということをお伺いして安心はしましたが、一方で、全国では1年間に300件を超える交通事故がもう既に発生しているとのことであり、普及が進むにつれて、交通事故が増加することが危惧されます。

また、電動キックボードに関して普及率が高いのは、今、答弁でもありました東京都ではありますが、それ以外でも、既に政令市では、大阪、横浜、名古屋、京都、神戸、広島、福岡、仙台、浜松市において、シェアサービスが展開されており、大変早い勢いで普及しております。

2022年に、私もドイツ・ミュンヘンと札幌市の姉妹都市交流50周年の式典にお伺いしましたが、その際に、既にミュンヘン市内では電動キックボードシェアサービスが展開されており、そのときには至るところに、無秩序にキックボードが置いてあったのを記憶しております。

ドイツは、日本よりもはるかに自転車などの分離帯が発達している地域であるから運用ができるのかなというふうに思っておりますが、やっぱり札幌というか日本とは、環境が大きく違うといった点もありますし、既にヨーロッパの一部の国では、危険度が高いことから、電動キックボードの運用を取りやめた都市があるとも聞いております。

今後は交通安全の点から、電動キックボードに

ついて、安全対策を行っていく必要があるのではないかと考えるところです。

そこで次の質問ですが、札幌市における電動キックボードの交通事故防止対策については、どのように行っているのか、本市の見解をお伺いします。

●**田口地域振興部長** 札幌市における電動キックボードの交通事故防止対策についてでございます。

電動キックボードを販売する事業者には、購入者に対し、安全に利用するための交通ルール等について説明することが努力義務とされております。

しかし、札幌市といたしましても、販売事業者任せにすることなく、電動キックボードのナンバープレートを発行する札幌中央市税事務所におきまして、申請者に対し、国において作成したチラシを配布しているほか、札幌市のホームページでも、基本的な交通ルールの周知やヘルメット着用の呼びかけを行っているところでございます。

●**成田祐樹委員** 今おっしゃっていただいたように、いろいろな対策、対応をしなければならぬと思うんですけど、繰り返しになりますけど、なんで現在の電動キックボードが認められているのか、なかなか理解し難い。一応法律で定まっているというところを鑑みながら、国の方針に基づいて、継続した啓発活動による交通事故防止活動が必要になっているというのは理解しているところです。

しかし、先ほどお話しした、このシェア事業に関しては、LOOP社などといった事業者のホームページには、自治体にポートの設置を促すような紹介がされています。この事業の導入には、自治体の関与が大きく影響すると受け止めております。

この電動キックボードのシェア事業に関しては、観光やゼロカーボンなど、様々な導入理由が考えられますが、ここまで私が他の原課や原局とやり取りさせていただいた経過を見ますと、札幌

市には、シェア事業に関する担当の所管がないというふうに受け止めております。曖昧になっております。それぞれの部署が縦割りの対応をした場合、交通事故の危険性を検討する間もなく、なし崩し的に、シェア事業の参入を認めてしまうのではないかと、大変危惧しているところです。

電動キックボードのシェア事業が導入され、仮に札幌市の敷地にポートなどが置かれることになった場合、市がわざわざ危険な乗り物を誘致していると捉えられかねず、市民の安全を守るためにも、札幌市としては、安易に事業を進めるべきではないと考えます。

そこで質問ですが、今後、電動キックボードのシェア事業導入について札幌市に相談があった場合、交通安全担当課として、交通安全の観点からどのように対応するのか、お伺いをします。

●**田口地域振興部長** 電動キックボードのシェア事業導入について、札幌市に相談があった場合の対応についてでございます。

委員ご指摘のとおり、電動キックボードには運転免許証の取得が不要であることや、転倒のリスクが高いといった危険性があり、シェア事業が実施された場合には、基本的な交通ルールを理解されていない方や、日本の道路事情に不慣れな外国人観光客の利用が増加し、交通事故が増えることが懸念されます。

そのため、シェア事業の導入について札幌市に相談があった場合には、事故の発生状況や原因等について、北海道警察と情報を共有しながら、電動キックボードの危険性を踏まえ、慎重な検討に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

●**成田祐樹委員** 最後、要望になります。

先ほど申し上げたとおり、やはり今回のこの点の問題については、担当の所管が曖昧であるというところに、私はあると思います。

今までなかったようなサービスが出てきて、それが宙ぶらりんになってしまうと、非常になし崩しになって導入されてしまうという危惧が、私

はあると思っています。

今、電動キックボード以外にも、この先、どんなシェア型のサービスで、新たな乗り物が普及するか分かりませんが、その際に、やはり交通安全としての危険性を、しっかりまず、それは担保できてから初めて、観光であるとか、そういったことの導入を考えるべきであり、そういった点からも、私としては、まず交通安全担当課にはしっかり、こういったシェア型の乗り物の導入、特に札幌市の敷地に設置する場合については、必ず関与していただきたいということを申し上げたいと思います。

また、先ほど申し上げたLOOP社に関しては、ヘルメットとかそういった部分に関しても、今の取組としては現状不十分であるほか、また、道外のほうですと、建物の消防の消火栓とかは、これは地面にあるんですね。地面に消火栓があるんですけど、その消火栓の上にポートを置いたりするというような、ちょっと法令にもあまり芳しくないような展開をしているというふうにも聞いております。

そういった事業者の姿勢も、この交通安全を守るという点からも、非常に、その事業がどういう展開をして、シェアサービスを展開しているのか、そういったことの見極めも必要になってくると思いますので、今後はこういった、私はこの所管は、まち政じゃなくて市民文化だというふうに思っているんですが、区役所とかいろんな様々な施設も所有しておりますし、そういった点から、今後のそういったシェアサービスの展開、判断に関しては、しっかりと交通安全担当課が関与し、道警とも情報交換をしながら、導入の可否について判断をしていくことを求めて、質問を終わります。

●村山拓司委員長 以上で、第2項 市民生活費中関係分等の質疑を終了いたします。

以上で、本日の質疑を終了いたします。

次回の委員会ですが、3月19日水曜日、午後1時から、子ども未来局関係の質疑を行いますの

で、定刻までにご参集ください。

本日は、これもちまして散会いたします。

散 会 午後4時46分